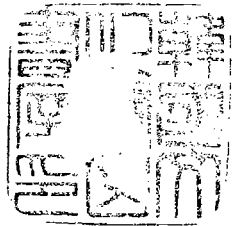


青丘學術論集

第 25 集



財団法人 韓国文化研究振興財団

27873

青丘學術論集 第25集

印刷 2005年3月10日
発行 2005年3月15日 (非売品)

編集・発行 財団法人 韓国文化研究振興財団
〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町2番23号
京都荘ビルディング

電話 03 (5261) 1958 Fax 03 (5261) 0368

印刷 東洋経済印刷株式会社

はじめに……………147

一、「隠州視聴合紀」の構成・内容・用語法……………147

二、「此州」を「竹島(鬱陵島)」とする説について……………154

おわりに……………163

付録「隠州視聴合紀(記)」に言及した諸論稿……………169

はじめに

一、「隠州視聴合紀」の構成・内容・用語法

十巻に収録されたもの¹⁾等を参照しつつ、以下検討する。

寛文七年(一六六七)に出雲藩士齋藤豊仙が著した「隠州視聴合紀」の冒頭「国代記」にある記述をめぐり、これまでいくつか議論が重ねられてきた。それは戦後の竹島/独島をめぐる日韓交渉と密接に関わったかたちで問題提起されたから、いきおい政治色を帯びた議論ともなった。その焦点は、端的に述べれば「然則日本之乾地、以_レ此州_ニ為_レ限矣」とする文中の「此州」が、鬱陵嶋(江戸時代における竹島)を指すのか、隠州を指すのか、というところにあった。日本政府側はこれを鬱陵嶋とし、韓国政府側は隠州として対立したこともあって、解釈は政治的に引きずられ、厳密な解釈というよりもむしろ恣意に流れる傾向も皆無ではなかった。しかも議論には感情的な応酬も混じり込み、史料解釈としてはテキスト自体から離れゆく傾向が否定できない。

そこで本稿では、政治的な意図から離れてテキストに立ち戻り、史料に即して解釈するところのように読まざるを得ないか、について再検討したい。その際、『続々群書類従』第九に収録されたものを底本に、『日本庶民生活史料集成』第二

「隠州視聴合紀」の全体構成は、序および巻一「国代記」・巻二「周吉郡」・巻三「穩地郡」・巻四「嶋前紀」から成る。隠岐国は大きく嶋前・嶋後に分けられるが、巻一「国代記」が隠岐国全体を扱い、巻二・三が嶋後に属する周吉郡・穩地郡について、郷・村・里の単位で地理的特徴を述べ、それぞれの単位ごとに名所・旧跡や故事を記す。同様に巻四では嶋前に属する知夫郡・海部郡内の郷・村・里について記し、さらに延喜格式神名帳・国中仏寺・名所和歌・知夫郡焼火山縁起・文覚論もここに含まれる²⁾。

すなわちこれまで議論の対象とされてきた巻一「国代記」とは、郷・村・里単位に細分されて記された巻二～四に対し、国単位で見た場合の特性を記した部分といえる。そこで「国代記」の内容を確認するため、句読点を付しながら、少し長めに史料引用してみたい。その際、意味のまとまりを鮮明にするために適宜改行して示す。

「史料」³

隠州在北海中故^(云)、隱岐嶋^{前注}、按、倭訓海中言遠幾^{故名歟}、其在巽地言島前也、知夫郡・海部郡屬焉、其位^{震地}言島後、周吉郡・穩地郡屬焉、其府者周吉郡南岸西郷豊崎也、從是南^(ノ方)至雲州美穂関三十五里、辰巳^(ノ方)至伯州赤碓浦四十里、未申至石州温泉津五十八里、自子至卯無可往地、戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島^{前注}、俗言磯竹島、多竹・魚・海鹿、按、神言所謂五十猛歟、此二島無人之地、見高麗如自雲州望隱岐、然則日本之乾地、以此州為限矣、

民部図帳曰、凡諸健兒免^{徭役}、隱岐国以国造田三町地子充之、然近代所賦每年一萬千六百余斛、其余又以漆・椿実・山椒・紫藻・鯛・鰯・鱈・鯖・石決明・烏賊・馬皮等、是慶長年中堀尾氏之所定也、

古老伝曰、昔対馬守源義親之国也、其後薩摩守忠教在雲州美保関領之^{前注}、忠度城跡在三保、其後鎌倉右大将家使^{地頭}一人治之、(中略)嗚呼此何年、始封以来四百八十余年、時永祿某年七月、其後自芸州使^{猪頭}九郎・岡野木工等守護于此也、此時始置^館於矢尾居之、後經三十八年、毛利氏去、堀尾氏領之、過二世

「州」の解釈をめぐる議論が分かれているため、とりあえず「州」という表記のまま残しておく。

- (一一一) 隱岐国は北海中にあるがゆえに(島名を) 隱岐嶋という。按ずるに、倭訓に海中を遠幾(おき) というゆえの名か。
- (一二二) (隱岐国のうち) 南東にあるものを島前というなり。知夫郡・海部郡これに属す。
- (一三三) (隱岐国のうち) 東にくらいつる(位置する)を島後という。周吉郡・穩地郡これに属す。
- (一四四) その(隱岐国の) 府は周吉郡南岸西郷豊崎なり。
- (一五五) これ(隱岐国) より南は、出雲国美穂関に至ること三十五里、
- (一六六) (隱岐国より) 南東は、伯耆国赤碓浦に至ること四十里、
- (一七七) (隱岐国より) 南西は、石見国温泉津に至ること五十八里、
- (一八八) (隱岐国より) 北から東に至る往くべき地無し。
- (一九九) (隱岐国より) 戌と亥のあいだの方角(概ね北西方向) へ行くこと二日一夜にして松島あり、
- (二〇〇) (松島) からさらに一日ほどで竹島あり。

三十五年而亡、又京極若州大守領之、一世四年而亡、遂帰萬々世矣、

さて、右に引用したように、「国代記」は概ね三つの内容から構成される。「隠州在北海中」から「然則日本之乾之地、以此州為限矣」までが隱岐国の地理的特性を述べた部分、「民部図帳曰」から「是慶長年中堀尾氏之所定也」までが隱岐国に賦課された貢納物(物産と言ひ換えうるかもしれない)について述べた部分、そして「古老伝曰」から「遂帰萬々世矣」までが隱岐国の歴史(源義親から京極氏に到る隱岐国を支配した武将の変遷)である。

こうした三部構成をとるなかの、地理的特性を述べた冒頭部分のみがこれまで着目され、「国代記」の他の部分や「隠州視聽合紀」全体から切り離されて解釈、議論がなされてきた。斎藤豊仙の記述態度や文体が、当該冒頭部分のみ他の部分から独立していると考えるのは不自然であり、彼の意図や内容を理解するためには、「国代記」の他の部分や「隠州視聽合紀」全体の記述との整合性をも勘案しながら解釈することが不可欠と思われる。

さて、議論となっている冒頭部分は以下のように釈読されねばなるまい。ただし最後の一文にある「此州」については、

り。俗に磯竹島という。竹・魚・海鹿、多し。「按ずるに、神言にいういわゆる五十猛か。」

(二一五) この二島(松島・竹島) は人無きの地、高麗を見ること雲州より隱岐を望むが如し。

(二二六) そうであるならば則ち、日本の北西の地はこの州をもつて限りとす。

右に見るように、「国代記」冒頭の地理的特性を述べた部分は、隱岐国の構成について述べた部分(一一一〜一四四)、隱岐国を基点にして四方位に何があるかを述べた部分(一一一〜一五五)、(二二)を踏まえて日本(の本土)と隱岐国との位置関係を述べた部分(二二六)、の三つの内容から構成されることが明瞭である。

先述したように、「国代記」は、国単位で見た隱岐国の特性を記したものであり、地理・貢納・歴史の三部構成をとる。右に整理した(三三)の部分は、次の項目(貢納)に移行する直前にあって、隱岐国の国単位での地理的特性を述べるに際して締めまりをつける部分にあたっている。こうした点に鑑みて史料を素直に解釈しようとすれば、(三三)にある「此州」が何を指しているかは必ずから明瞭であり、議論の生じようはずもない。

表1 『隠州視聴合紀』における「州」「島(嶋)」の用例

「州」の用例	
国代記	特定国名36 (隠州11、雲州11、芸州6、若州3、伯州2、但州2、石州) 此州2、隣州、一州
巻2以後	特定国名24 (隠州9、雲州7、伯州3、因州、但州、勢州、若州、豆州) 此州2
計	特定国名60 此州4、隣州、一州

「島(嶋)」の用例	
国代記	必ずしも島名とはいえない地名等12 (島前6、島後4、島根郡2) 特定島名4 (隠岐島、松島、竹島、磯竹島) その他2 (此二島、孤島)
巻2以後	必ずしも島名とはいえない地名等17 (島前7、島後4、新島守2、島崎、島神、島地、敷島) 特定島名72 (松島3、白島3、渡島2、磯竹島2、冠島2、籬島2、白戸島2、篷島2、赤島2、小峰島2、黒島2、長島、青島、鷗島、中島、甲島、琴島、小敷島、烏帽子島、鴉島、小白島、帆掛島、屏島、田島、沖島、左婦島、姫島、雀島、鶴島、貝島、平島、神島、前平島、大形島、賤木島、大守島、宇津島、柱島、神の島、恩部島、平瀬島、大領島、巫島、見付島、立島、膝島、雁島、麻島、駄島、伊島、犬島、津日島、基島、竹島、小竹島、三郎島、小守島、二股島、新島) ^(*) その他19 (島7、小島5、此島4、一島、孤島、最遠島)
計	必ずしも島名とはいえない地名等29 特定島名76 その他21

凡例：数字は件数。数字の無いものは1件。

(*) これらのほか、『統々群書類従』本には「面例御島」なる島名が出てくるが、『日本庶民生活史料集成』本では「面洲御崎」とする。ここでは後者にしたいが、島名としては採らない。

にもかかわらず議論が決着しない根本原因を突き詰めてみれば、「州」は「島(嶋)」と読み替えても良い、とする主張にゆきあたる。管見の限りでは、そうした主張は「州はシマの意である」とする「田川孝三、四三頁」に遡る。その見解が再検討されることもなく踏襲されているところに議論混迷の要因があるように思われてならない。

さて、表1は「隠州視聴合紀」における「州」および「島(嶋)」の用例をすべて検索し、整理したものである。このうち「州」の用例についてみると、「隠州視聴合紀」全体から六六例を見いだすことができ、うち六〇例が、隠岐国・出雲国といった特定の国名を隠州・雲州などと略称する事例であることが分かる。それ以外の六例について、その事例が登場する前後の範囲をとって、以下登場順に掲げる(傍線は引用者、以下同様)。

A 戌亥間行二日一夜有_レ松島、又二日程有_レ竹島、此二島無_レ人之地、見_レ高麗_一如_レ自_レ雲州望_レ隠岐、然則日本之乾之地、以此州_一為_レ限矣、(『統々群書類従』第九、四五〇頁上段)

B 雲州刺史尼子伊予守者、佐々木の棟梁、隣州之盟主也、(同前、四五〇頁下段)

C 聞_レ元就欲_レ討_レ隠州……(中略)……為清之旧臣(個人名五人省略)潜偶語而曰、清家雖_レ令弟_一本比肩之家人(也)、五郎君雖_レ幼弱_一佐々木の根本也、以才又郎_一飯元就威_一、以至_レ此州_一則吾儕皆渠之馬卒也、(同前、四五一頁上段)下段、なお()内は『日本庶民生活史料集成』本による)

D 一国悉奉_レ五郎君_一為_レ主君、寺本等威權行内外、莫_レ曾達_レ於心_一者、才又郎在_レ芸州_一聞_レ之、泣告_レ元就_一曰、我生不_レ可_レ戴_レ天、若以_レ君之靈_一賜_レ命世上、乃請_レ勞_一二百騎、自則招_レ旧交人_一对_レ隠州_一、以其地_一為_レ付庸、長守_レ藩屏_一、言與_レ涙俱也、元就憫_レ之以_レ百余騎_一與_レ之、才又郎大悦到_レ雲州_一笠浦、覬_レ於隠州_一動靜、雖_レ然風波難_レ期空送_レ数日_一、此時_一州人以_レ三五郎君_一之年少_一晨夕遊宴軍制相忘、不_レ問_レ津口之出入_一也、(同前、四五一頁上段)

E 昔鄭交頤_一古塚_一曰、塚上雨竿(竹)、風吹常暮々、塚中有_レ声_一曰、下有_レ百年人_一長睡不_レ知_レ曉于_レ漢于_レ和有_レ似矣哉、又此州之老或有_レ稱_レ村上_一天皇之末孫_一而号_レ村上某_一、問_レ其所_一由_一出_一則曰、唐橋之遺腹也、(同前、四六一頁下段、なお()内は『日本庶民生活史料集成』本による)

F 其沖に松島あり、上に松生て樹間に荒園あり、長事二町ばかり、昔好事者此州に雉の無事を愁て、試に雲州より雌雄を渡して此に放つ、一年を経て終に亡と云(同前、四六五頁下段)

右のうちA-Dは、いずれも巻一「国代記」に含まれる記述、E・Fは、巻二・島後周吉郡のうちそれぞれ「上西里」項と「蛸木浦」項に含まれる記述である。これら六例については、「此州」とする四例(A・C・E・F)とそれ以外(B「隣州」・D「一州」)とに分けて検討してみよう。

まず後者から。Bでは、出雲国の刺史(国守)尼子伊予守は、佐々木一族の棟梁であり隣州の盟主である、というのだから、「隣州」というのは「隠岐国に隣接する出雲国」ということとなる。ここでいう「州」は「国」の意である。Dは、「国代記」に記された戦国期隠岐国をめぐる政治情勢を前提に理解しなければならぬ。隠岐を一国支配していた佐々木為清の死後、実子五郎が幼少のため為清の弟清家が跡を継いだ。そして清家の子才又郎が毛利元就のもとに質となった。佐々木家旧臣である寺本たちは、同輩であった清家に仕えることを潔しとせず、幼君五郎を主君として清家・才又郎と対立した。安芸国にいた才又郎は元就に愁訴して軍勢を借り、

出雲国まで到った。このとき「一州の人」すなわち隠岐国じゅうの人々が、五郎君が年少であることを良いことに備えを怠つていたというのである。ところで、引用文中を一瞥するだけでも、「芸州」「雲州」「隠州」のように、国単位での政治動向が記されることに気づく。「一州」は引用文冒頭にある「一国」と同義であり、隠岐国のことを指している。ここでいう「州」もまた「国」の意である。

次に、「此州」とする四例(A・C・E・F)を検討してみよう。Aは、いま議論の焦点となっている部分なので、いったん保留しておく。Cは、Dに少しだけ先行する時期の記事である。毛利元就による隠岐国責めの風聞を前に、亡き主君の子五郎を擁する旧臣たちは、対立する才又郎が元就の威を借りて「此州」に攻め込んできた場合、自分たちはかつての同輩一族から馬卒扱いを受けることを恐れている。ここでの「此州」は、「此(この)」が指示する固有名詞が直近部分には存在しないものの、敢えて文脈から推せば「隠岐国」となる。Eは、巻二・島後周吉郡のうち「上西里」項に、「昔鄭交題古塚曰」として始まる引用文のなかで現れる。この引用文中には、「此州」の「此(この)」に対応すべき適当な固有名詞が存在しない。Fもまた、「此州」の「此(この)」に対応すべき適当な固有名詞が存在しない。仮に

「州」は「島」の意だとして、直近の「松島」が「此州」に該当するとしてみよう。「昔好事者」以下は、「昔ある好事家が、松島に雉がないことを残念に思つて、こころみに出雲国から雌雄の雉をつれてきて松島に放したところ、(繁殖に失敗し)一年後にはいなくなった」となる。しかしながら、島後周吉郡蛸木浦沖合の松島に雉がないからといって、隠岐国内の他所から連れてくるのではなく、わざわざ出雲国から雉を連れてくる、とする記述はいささか不自然な話である。「此州」にいないから「雲州(出雲国)」より連れてきた、とする語の釣り合いからすれば、やはりここは「隠州(隠岐国)」とするのが妥当だろう。「松島」が「此州」に該当するわけではない。この「州」は「島」の意とはならない。

右の検討から、C・E・Fには共通する特徴を指摘することができ、「此(この)」なる指示代名詞を受けるはずの固有名詞が、存在しないか、少なくとも直近部分には存在しない、という点である。それはとりわけEの場合に顕著だが、「此州」をうける固有名詞が存在しないにもかかわらず、これらの文章が読み手によって内容理解がなされていたはずである。なぜか。それは「此州」なる語は、すべて「隠州視聴合紀」と題された書物のなかで使用されているからである。その全体についてであれ一部についてであれ、そこに記述さ

れているのは「隠州(隠岐国)」についての事象である。そうした了解が前提としてあったからこそ、これら「此州」は、近くにそれを受ける固有名詞が無くても「隠州(隠岐国)」のことを指すと読み手に理解され得たのである。したがってEの該当部分は、「隠岐国の老人のなかには村上天皇の末孫を称して村上某と称するものがある。その理由を問うと、唐橋(唐橋中将・源雅清)の遺腹なのだという」として了解できる。一方、「島(嶋)」の用例は、必ずしも島名とはいえない地名等に二九例を得るほかは、特定島名として使用される例が大多数(七六例)である。「その他」に分類した二二例も、例外なく「周囲が水によって囲まれた小陸地」(『広辞苑』「島・嶋」項)としての島にかかわる語ばかりである。

ところで、「その他」に分類したうち指示語「此」を含む五つの事例について、以下簡単に検討してみよう。

G 津戸に渡る半に蓬島と云あり、皆大岩なり、昔津戸・蛸木此島をあらそふ、(『続々群書類従』第九、四五〇頁上段、巻二・島後周吉郡「蛸木浦」項)

H 海路半を過て大守島と云有、東西三町計、岩間有りて舟を倚す、或は風起潮渦まく時は此島に舟を倚て生を得たる者多し、(同前、四六七頁上段、巻三・島前穩地郡

「津戸」項

I河の南に見付嶋と云あり、蓋崎村より入来る船の先づ此嶋を見に依り、(同前、四七四頁上段、巻四・島前知夫郡「知夫郡」項)

丁岸を離れて五町ばかり南の沖に基島あり、廻り十町ばかり、其上に竹を産す故に竹島とも云、西風厲しく潮煙常に灌きかゝる、此故に竹の色班々として節高からず、葉も又短し、好事の者此を求る事多し、然ども四面絶壁にして而も林中蛇多し、若此島に至らんと欲者は風浪の穩なるを窺ひ孤舟に乗て岸に至り、(同前、四七七頁下段、巻四・島前知夫郡「知夫湊」項)

G「J」の「此島(嶋)」は、それぞれG「篷島」・H「大守島」・

I「見付嶋」・J「竹島(基島)」を受けていることが明らかである。また前掲Aにある「此二島」が「松島」「竹島」を指すことも明瞭である。したがって「此島(嶋)」「此二島」とする指示語には、先行する部分に固有島名が必ず存在する。

以上、「隠州視聴合紀」における「州」および「島(嶋)」の用例をすべて検討した結果、「隠州視聴合紀」における「州」の用例六六例のうち、保留してあるAを除く六五例が「国」の意で使用されていることが分かった。また先行する

固有島名を受けて、指示詞「此」を含む語によって当該の島を再び指示しようとする際には、「此島(嶋)」という語を使用していることも指摘した。⁽¹⁴⁾これは換言すれば、先行する固有島名を再び指示する際に「此州」という語を使用しないということである。

したがって、これらを踏まえるならば、先に保留しておいたAも、「そうであるならば則ち、日本の北西の地は隠岐州(隠岐国)をもって限りとす」としか読みようがない。それは文章構成の上からもそのようにしか読めないし、用語法上の特徴からもそのようにしか読めない。にもかかわらず、Aにおける「此州」だけは「島(嶋)」の意で解釈しなければならぬ、とするのはあまりにも無理な話であり、恣意的との誇りを免れえない。

二、「此州」を「竹島(鬱陵島)」とする説について

1 「隠州視聴合紀」の読まれ方

「隠州視聴合紀」「国代記」冒頭部分の解釈をめぐる議論は、竹島／独島の帰属をめぐる日韓両政府間の見解往復と関わっ

て展開したこともまた事実である。そこで、これら見解往復

のなかで当該史料の解釈をめぐる議論がどのようなであったかについて、「塚本孝」による整理を借りながら検討してみよう。

まず、一九五三年七月一三日付(日本政府見解)および同年九月九日付(韓国政府見解)の第一回見解往復のなかでは、当該史料について一切言及がない。次いで、一九五四年二月一〇日付日本政府見解で初めて史料名として「隠州視聴合紀」が挙げられ、これに対する同年九月二五日付韓国政府見解では「隠州視聴合紀」を「証拠としては無効」と述べるにとどまり、日韓両政府ともこの見解往復時には「隠州視聴合紀」の解釈問題にまでは及んでいない。⁽¹⁵⁾

一九五六年九月二〇日付日本政府見解において、「『隠州視聴合紀』(一六六七年)も、松島(今日の竹島)および竹島(鬱陵島)をもって日本の北西部の限界と見ている。」「塚本孝、五三頁」とする解釈が、簡略ながらも初めて具体的に示された。これに対する韓国政府の反論が、一九五九年一月七日付韓国政府見解中で以下のように展開された。

日本側は、自己の主張を補強するために『隠州視聴合紀』を引用したが、その引用が大きな誤読である。この本は、隠州が日本の乾地(西北限界)であるとしているので

ある。その原文を引用すれば、

隠州在北海中 故云隠岐嶋⁽¹⁶⁾「按倭訓海中言遠故名与」

南方至雲州美穂関 戊亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠州 然則日本之乾地以此州為限矣

ここでいう松島は独島、竹島は鬱陵島を指している。この二島から高麗(韓国)本土を望見する距離関係が、まるで雲州から隠州を望見するのと同じであり、それすなわち、日本の西北部はこの州を限界とするということである。日本側が二島を「日本の北西部の限界」だとしたのは、誤りである。『隠州視聴合紀』の記事こそ正当な見解である。「塚本孝、五六頁」

右の韓国政府見解に対して日本政府としての正式の反論はなされず、このうち「隠州視聴合紀」の解釈問題が両国政府間で改めて取り上げられることはなかった。

ところで、右の整理から、「隠州視聴合紀」の記述が二つの側面から読み込まれていることが分かる。(甲)竹島／独島が松島の名で文献に登場する初見史料として、(乙)一七世紀半ば日本における北西方向の境界を指示する史料として、

である。そして(乙)に関わって「日本之乾地以_二此州_一為_レ限矣」の解釈が問題となってくるのである。そこで、日韓両政府間における見解往復に際して「隠州視聴合紀」に言及のあつた一九五四―五九年より少し幅を広くとって、この史料がどのように読み込まれてきたかについて、以下年次を追って検討してみよう。

本稿末尾に付した「隠州視聴合紀(記)」に言及した諸論稿は、「隠州視聴合紀(記)」に言及した論稿で管見の限りで得られたものすべてについて、関連する記述部分を抜粋して公表順に並べたものである。

これを通覧すると、(甲)については、一九〇六年の奥原碧雲から二〇〇一年の慎鏞慶に到るまで、約二〇件見いだせる見解のあいだに相違が見られない。「隠州視聴合紀」が、竹島／独島が松嶋の名で日本側文献に登場する初見史料である、という点については見解が一致しているということである。

これに対し、(乙)に関わっては、様々な点で見解に違ひが見いだせる。それは以下に示す(Ⅰ)と(Ⅱ)の対立見解それらから派生する(Ⅰ)と(Ⅱ)の対立見解に整理することができようかと思う。

解、および一九五九年一月韓国政府見解中に見いだせる。また(Ⅱ)は、一九八五年の宋炳基、白忠鉉、(Ⅱ)は、一九六五年の黄相基a、八九年、九一年、九六年の慎鏞慶、九六年の李薫、二〇〇一年の慎鏞慶、それぞれの見解中に見いだすことができる。

さて、まず(Ⅱ)では、「此州」を「隠州」と解する論拠がどう説明されているだろうか。「精読すれば…分明だ」「李漢基」とか「文章上も意味上も妥当」「金炳烈」というのは説明不足だとすれば、「この書の主対象である隠州だからだ」「黄相基一九六五b」とか「報告書の主題(隠州視聴合記)であるとともに、冒頭にある「隠州は…」とおしまいあたりの此州の直前に現れる州名を受けて」「クワク・チャンコン」というのが具体的な論拠といえようか。

2 「此州」を「鬱陵島」とする論拠(一)

先述した(Ⅰ)で「此州」を「鬱陵島」と解する論拠は、田川孝三、下條正男、内藤正中の見解中で示される。

まず、田川孝三は「然則日本之乾之地、以_二此州_一為_レ限矣」について、「然則」なる接続詞に注意を喚起しつつ、以下のように述べる。

(Ⅰ) 一七世紀半ばに、日本領の西北限界が鬱陵島(当時の竹島)と見なされていた。

(Ⅱ) 一七世紀半ばに、日本領の西北限界が隠岐国(隠岐島)と見なされていた。

(Ⅰ) 一七世紀半ばに、鬱陵島(竹島)・竹島／独島が日本領と考えられていた。

(Ⅱ) 一七世紀半ばに、鬱陵島(竹島)・竹島／独島は日本領ではないと考えられていた。

(Ⅱ) 一七世紀半ばに、鬱陵島(竹島)・竹島／独島が朝鮮領と考えられていた。

(Ⅰ) は、一九〇六年の奥原碧雲、一九五〇年代末―六〇年代初めと思われる田川孝三、六八年の大熊良一、九六年の下條正男、二〇〇〇年の内藤正中、〇四年の下條正男それぞれの見解、および一九五六年九月日本政府見解中に見いだせる。また(Ⅰ)は、一九五三年の外務省調査局(執筆者は川上健三)、五四年の黄相基の見解中に見いだせる。

一方、(Ⅱ)は、一九五七年、六五年の黄相基、六九年の李漢基、七八年の梶村秀樹、八五年の宋炳基、崔奭祐、白忠鉉、八九年、九一年、九六年の慎鏞慶、九六年の李薫、クワク・チャンコン、金炳烈、二〇〇一年の慎鏞慶それぞれの見解、および一九五九年一月韓国政府見解中に見いだせる。また(Ⅱ)は、一九八五年の宋炳基、白忠鉉、(Ⅱ)は、一九六五年の黄相基a、八九年、九一年、九六年の慎鏞慶、九六年の李薫、二〇〇一年の慎鏞慶、それぞれの見解中に見いだすことができる。

竹島の地は、是より高麗を見ること恰も雲州より隠州を見るが如くである。上記の如くであるから、すなわち、日本の乾の方の限界は此の州(州はシマの意である)なのであると釈読しなければならぬ。故に従前の諸書にも地図にも、この意味の如く解して書して来ているのである。「田川孝三、四二―四三頁」

この史料解釈は、「高麗を見るに雲州より隠州を望むが如し。然らば則ち、日本の乾の地は、此州を以て限となすなり」の「高麗を見る」位置について、「この二島(鬱陵島と竹島／独島―引用者)から高麗(韓国)本土を望見する」(註17参照)とした韓国政府見解の誤読に対し、「鬱陵島(竹島)から見て」と訂正するものである。しかしながら、「然則」で挟まれた前後だけを抜き出して読んだために「此州」の主語が「見高麗」の主語と一致すると錯覚し、ために「州」を「島」と読み替えざるをえなくなったのである。

ところで右に引用した文中で田川のいう「従前の諸書」「地図」とは、「隠岐国古記」と長久保赤水「日本輿地路程全図」(そのなかの竹島傍注)のことである。これらには確かに竹島(鬱陵島)から朝鮮半島が見えると記されている。しかし、そのことは、「竹島(鬱陵島)と高麗」「出雲と隠岐」

それぞれが互いに視認できる位置関係にあることを示しているだけであって、竹島（鬱陵島）が日本領などとはどこにも書いていない。したがって「すなわち、日本の乾の方の限界は此の州（州はシマの意である）なのであると釈読しなければならぬ」などというのは願望をそのまま決意表明したに過ぎないのである。

「州」に「島」の意味があるのは一般論としてはそのとおりである。しかし田川は、「隠州視聴合記」中に数多くある「州」のうち右の部分だけは「島」と解さねばならないことについて、何らの客観的検討もしておらず、これでは論として成り立ちようがない。

下條正男説は、慎鋪厦・李漢基説に対し、「最も重要な箇所を無視」したり「隠州視聴合記」から自説に都合のよい箇所だけを抜き出して解釈し、「国代記」の文章全体を読んでいた「下條正男、二〇〇四」は、それは具体的に「②を読まずにこの史料を解釈」した「下條正男一九九六・六九頁」とか「(一)と(七)だけを引用して…反論しているのである」[下條正男二〇〇四・一七〇頁]とする批判である。しかしながら、李漢基・慎鋪厦いずれの史料引用・現代語訳をみても、下條正男の指摘するような過失があるようには読めない。

下條正男説は、結局のところ「見高麗如自雲州望隠岐、然則日本之乾地以此州為限矣」だけを抜き出して読み、誤解した、田川孝三の同じ轍を踏んでいる。先述したように「見高麗如自雲州望隠岐」のどこにも竹島（鬱陵島）が日本領とは書いていないばかりか、「隠州視聴合記」すべてを精読してもそうした記述は出てこない。にもかかわらず、「高麗を見ること雲州の隠州を望むがごとし」は、高麗（朝鮮）を見ている位置は当然日本領と認識しているわけで、竹島、鬱陵島、隠岐島の中で雲州（島根）から隠岐島を見るように朝鮮が見えるのは、鬱陵島だけしかない。「下條正男一九九六・六九頁」とか「日本領から高麗（朝鮮）が望めるのは、「国代記」の中では鬱陵島だけである」[下條正男二〇〇四・一七一頁]などとするのは、竹島（鬱陵島）が日本領と書いてあるとする思いこみである。

そうした思いこみの補強説明として、『隠州視聴合記』が書かれた当時の出雲藩には、竹島（鬱陵島）を日本領として認識するだけの事情があった。「下條正男二〇〇四・一七一頁」という。その主たる論拠は、米子の大谷・村川両家が竹島渡海を繰り返していた事実が「隠州視聴合記」に記載されているところにある。

たしかに、大谷・村川両家は、「竹島渡海免許」を受けて、

ありうるとすれば、それは下條正男が「最も重要な箇所」とする部分のすべてを引用したり釈読したりしていない、という点に求めることはできる。しかしながらそのことは、当該史料とりわけ「然則日本之乾地、以此州為限矣」の解釈に当たって大きな問題ではない。

というのも、第一に、「最も重要な箇所」における論法は、「然則日本之乾地、以此州為限矣」に直接影響を及ぼさないからである。「最も重要な箇所」では、「従是南」「従是辰巳」「従是未申」「従是自子至卯」「従是戌亥間」のように、「隠岐国（隠岐島）から」なる言葉を省略しつつ、隠岐を基点として四方位を眺めるといふ観点をとっている。

この「隠岐を基点とする」観点ないし論法が最終一文「然則日本之乾地、以此州為限矣」にまで及ぶのだとすれば、主語の転換は不要である。隠岐を基点とする観点から日本を基点とする観点に主語が転換したから、わざわざ「日本之乾地」と明記したのである。

第二に、「最も重要な箇所」を抜かした史料解釈は、田川孝三にも共通する。最終一文「然則日本之乾地、以此州為限矣」解釈のために田川が必要としたのは「戊亥の間、行くこと二日一夜にして松島あり」以降の部分だけであり、こうした抜粋のしかたは李漢基・慎鋪厦両者とまったく同じである。

年に一度、竹島（鬱陵島）へ渡海し、数ヶ月同島に滞留しながら漁業活動を行った。大谷・村川両家は、竹島（鬱陵島）および松島（竹島／独島）を將軍家から拝領したと述べているから、これをもって日本領と認識したと考えがちである。しかしながら、「竹島渡海免許」は、大谷・村川両家が同業の競合者を排除するために、旗本阿部家を介して得た「渡海免許」であり、したがって竹島（鬱陵島）へ大谷・村川家および同家に雇われた者以外は渡海できなかった。また竹島（鬱陵島）へは毎年一度渡海したのみであって、漁期が終われば鳥取藩領に戻ったから、誰もそこに居住しなかった。こうした状態は、客観的にみたとときに「日本領」であったとは言いがたい。

また、少し後のこととなるが、元禄八年（一六九五）一月、鳥取藩江戸藩邸は老中阿部正武の問いに対し「竹島は因幡・伯耆附属にては無御座候」と述べた。これを受けて翌年正月九日、対馬藩国元家老に対し、「竹島は」因幡・伯耆江附属と申二而も無之。「日本人居住候か、此方江取候島に候ハ、今更遣しかたき事候得共、左様之証拠等も無之」などと述べた「池内敏二〇〇一・一九一―二〇頁」。すなわち鳥取藩は、竹島（鬱陵島）を鳥取藩領としたことがないと述べ、幕府も自分の領土としたことがないと明言しているのである。

表2 「磯竹島」割注・按語部分の異同

	按語部分 なし	按語部分あり		書写年代
		神書	神言	
続々群書類従	○			1740年代半ば以後か (*1) 宝暦元年 (1751) 以後 (*2) 享和二年 (1802) (*3)
日本庶民生活史料集成	○			
鶴舞図書館・河村文庫		○		
西尾市岩瀬文庫		○		
ソウル大図書館			○	

(*1) 本冊子中に「河村蔵書」印(河村秀根蔵書印)があり、本冊子が河村秀根による集書の一部であることが分かる。秀根の生存したのは1719-92年であり、学問を学んだのが20代の頃であったこと(『国史大辞典』「河村秀根」項)から推測。

(*2) 巻末に「南窓隨筆抄 焼火権現」が収録され、その記述中に「宝暦元年三月焼失」とする記載があることから。

(*3) 奥書に享和二年に筆写したことが明記されている。

大谷・村川家が竹島(鬱陵島)で排他的に漁業活動をしてきただけであって「日本領」ではなく、そのようにも認識されたいなかった。

3 「此州」を「鬱陵島」とする論拠(二)

『隠州視聴合記』の著者が竹島(鬱陵島)を日本領と認識していたとするもう一つの論拠は、史料中「竹島」に付された割注である。そこには、竹島が別名磯竹島と呼ばれる由来を「神言」の「五十猛」から説明する(磯竹島:按、神言所謂五十猛歟)が、竹島(鬱陵島)を日本領と認識していなければこうした記述はありえないという。しかしながら、「史料一」を掲げた際にも記したように、「隠州視聴合記」の諸本によって、この按語部分があるものと無いものがある(表2も参照)。そうである以上、①斎藤豊仙が当初書き上げたものには右の按語がなかったが後に付け加えられた、または、②当初は右の按語があつたが後に何らかの事情で削除された、のいずれかとなる。

ところで、西尾市岩瀬文庫史料中に「隠岐国風土記」と題する冊子がある。これは、宝永六年(一七〇九)に殺人の罪を犯して隠岐国へ流罪となった京都の医師尾関意仙が、配流先の隠岐で記した記録である。元文元年(一七三六)に伊勢

神戸の医師のもとに寄せられたものという。その冒頭部分に以下の記述(「史料二」)があるが、「隠州視聴合記」国代記を踏まえた記述であることは「史料一」と比較すれば一目瞭然である。

「史料二」

隠州者在北海中故名隱岐嶋矣、其在巽地言島前也、凡二郡、知夫郡・海部郡村数十三属焉、其位震地言嶋後、凡二郡周吉郡・穩地郡村数五十三属焉、其府者周吉郡南岸西郷豊崎也、從是離之方至出雲三保閩海上三十五里、至同積積浦・北浦十八里、至長門下閩百里、巽之方至伯州赤崎四十里、艮之方至若州小浜百二十里、自子至卯無可往地、乾之間二昼一夜走而有松嶋、又一昼走有竹嶋、俗云磯竹嶋、此二島無人之地也、或云、春夏秋之間朝鮮人來漁鮑・海鹿之類乎、寛文中□者自隠州往滯舟而漁採桐・梅檀・竹芳之類婦也、近年闕其、從竹嶋見高麗如自雲州望隠州、然則日本之乾地、以此州為限矣、

右史料中の傍線部分を「史料一」の当該部分「戊亥間行二日一夜有松島、又一日程有二竹島一(舊註)「俗言二磯竹島一、多二竹・魚・海鹿一(按、神言所謂五十猛歟)」、此二島無人之地」と対比すれば、いま問題とする按語部分の無

いことが分かる。

また、後掲「史料三」として「隠岐古記集」(一八二三年成立)を掲げたが、ここでは、竹島を磯竹島とも呼称する理由が「其嶋の丑ノ方に弓高イラダケとして高山有と見ゆ、彼嵩を呼んで当地の人磯嵩嶋と号しならんか(傍線部ウ)と説明される。本書は「当国にて古ヨリ磯竹と云伝へあり、(舊註)「視聴合記に見へたり」とするから、「隠州視聴合記」をも参照しつつ、磯竹島なる呼称の由来を考証しているが、そこには「五十猛」の話は引用されない。

これらからすれば、「隠岐国風土記」「隠岐古記集」成立の時点では「隠州視聴合記」の当該部分に「五十猛」に関わる按語が書かれていなかったか、もしくは書かれていたが「隠岐国風土記」「隠岐古記集」の著者がその説を採用しなかったか、のいずれかとなる。とすれば、問題の按語部分は、一六六七年当時から書かれていた斎藤豊仙の見解と見るのは困難に思えるし、仮に一六六七年当時に書かれていたとして、後世の人がその説を採用しなかった事実は重い。いずれにしても問題の按語部分を根拠にして、当時隠岐国では竹島(鬱陵島)を日本領と見ていた、と結論づけるのは難しい。

ところで、内藤正中もまた「竹島(鬱陵島)を日本の乾地(西北境)」と記述したことは当然と見なければならぬ

い」とし、「隠岐古記集」を援用して以下のように述べる。

なお、一八二三年（文政六）の大西教保による『隠岐古記集』では、「此島より朝鮮を望免は隠州より雲州を見るより猶遠して、今は朝鮮人来て住すと言ふ」と記し、「此島」が竹島（鬱陵島）であることを明らかにしている。本書は前述「隠州視聴合紀」を底本にして、さらに増補したものとわわれている以上、『隠州視聴合紀』における「日本乾地」は竹島（鬱陵島）となる。「内藤正中、一二二頁」

さて、「隠岐古記集」を「史料三」として以下に引用し、「隠州視聴合紀・国代記」冒頭部分を「史料二」より再掲して「史料四」として併記し、両書の異同を検討してみたい。

〔史料三〕

隠州の所在は、歴代史を考るに a 日本の乾地此国を以て限りとする也、b 雲州三保関ヨリ三拾五里、c 震地に在る島後といふ、周吉郡・越智郡焉に属す、其の南岸を d 西郷といふ、国中の府とす、東は大久村ヨリ西は油井村迄長五里三拾町、北は西村より南は今津村迄横五里半とす、嶋の惣廻り拾八里程、e 是ヨリ坤地に位するを嶋前といふ、知

〔史料四〕

隠州在北海中、故隠岐嶋前注、按、倭訓海中言、遠幾故名歟、e 其在異地、言島前也、知夫郡・海部郡属焉、c 其位震地、言島後、周吉郡・穩地郡属焉、d 其府者周吉郡南岸西郷豊崎也、従是南至、b 雲州美穂関三十五里、g 辰巳至、伯州赤碓浦四十里、f 未申至、石州温泉津一五十八里、自レ子至、卯無可往地、h 戌亥間行二日一夜有、松島、i 又一日程有、竹島、俗言磯竹島、j 多、竹・魚・海鹿、此二島無人之地、k 見高麗、如、自雲州望、隠岐、然則 a 日本之乾之地、以、此州為限矣、

傍線部分（aとa'、kとk'）が「隠岐古記集」「隠州視聴合紀・国代記」の両史料にほぼ共通する記述として対応関係が認められる部分である。傍線の付されていない部分には「隠州視聴合紀」巻二以後の部分との関連性があったり、波線部ア・イには一六六〇年代から一八二〇年代のあいだにかけて起こった出来事にもとづく知見の拡大が反映していると思われるから、「隠岐古記集」は、たしかに「隠州視聴合紀」を踏まえて増補されたものといえる。そうした場合、a「日本の乾地此国を以て限りとする也」と、a'「日本之乾之地、以、此州為限矣」との対応関係は看過すべきではない。こ

夫里郡・海士郡焉に属す、所謂三つに分る、知夫里郡二嶋、海士郡巻嶋、別府村を以て府とす、其南は知夫里村より北は宇賀村・冠島之磯迄四里余長とす、東は布施村ヨリ西は美田村船越の西の出島迄三里余とす、島之惣周里拾六里程、又 f 未申ノ方五拾八里にして石州温泉津に至る、g 辰巳ノ方四拾里伯州赤碓あり、ア卯方凡百里にして若州小浜に至り、丑寅ノ方凡三拾里余能州に当る、h 亥ノ方四十余里にして松前あり、周凡壹里程にして生木なき岩嶋といふ、i 又西ノ方七十余里余に竹嶋あり、古より是を磯竹島といひ伝ふ、j 竹木繁茂して大島の由、k 是より朝鮮を望免は隠州より雲州を見るより尚近しと云、イ今は朝鮮人來住すと云々、愚諸国の船人に問尋するに方角誠に然り、秋清天北風の日に大満寺山の頂上ヨリ望み見は、松島は遙か見へんといふ、ウ竹島は朝鮮の池山に懐かれ遠く望めは朝鮮地と見ゆる由、愚按、当国にて古ヨリ磯竹と云伝へあり、視聴合記に見へたり、今や朝鮮の函面を見るに、彼国市師より寅卯ノ方、亦対馬國豊浦より子ノ方に当りて鬱陵嶋といふあり、其嶋の丑ノ方に弓嵩とて高山有と見ゆ、彼嵩を呼んで当地の人磯嵩嶋と号しならんか、当国に百里の内外に彼二嶋より外見へざる由なり、人の住居するも近頃にてハ有まじ、

ここでは、「隠州視聴合紀」の解釈をめぐる問題となっている。「此州」とは、「此国（隠岐国）」のことであることが明示され、それが「日本之乾地」だと明示されている。「隠岐古記集」と「隠州視聴合紀」を対比した場合、内藤のいうような「日本乾地」は竹島（鬱陵島）となる」という結論は決して得られないのである。

おわりに

史料はやはり一部を読んで解釈するのではなく、全体をみて読むべきではなからうか、「もう少し慎重に史料を読むべきではなからうか」「下條正男一九九六・七〇頁上段」というのは同感である。「隠州視聴合紀」から自説に都合のよい箇所だけを抜き出して解釈し、「国代記」の文章全体を読んでいるなかつた」というのはいけない。「下條正男二〇〇四・一六八頁」、というのもその通りである。本稿ではそうした誇りを排するためにも、極力「隠州視聴合紀」を丁寧に読み込んでみたつもりである。

さて、「隠州視聴合紀」は、従来いわれてきたような、竹島／独島がかつて松島と呼ばれていたことを示す最古の文献

史料というわけではない。一六五〇年代初頭のものとは推測される大谷家文書のなかに「松島」なる島名で竹島／独島が登場するからである。「池内敏一九九九・三七頁」。また、この史料をもって、一六六〇年代に竹島／独島が日本領と認識されていたとすることはできないことについては先に述べた。一方、この史料をもって、竹島／独島が当時の日本の版図から外れたものと認識されていたとする（先に整理した(Ⅱ)の見解)のは妥当だとしても、それがすなわち朝鮮領だ(同じく(Ⅱ))ということにはならない。(Ⅱ)は、文意を逸脱した無理な解釈である。したがってこの「隠州視聴合紀」なる史料は、竹島／独島の帰属を示す歴史的根拠として使用することは日韓いずれの側にとっても適当ではなく、そうした議論の現場から退くべきものである。

【註】

- (1) 解題によれば、ここに収録されたものは、一写本を翻刻した出雲文庫刊行会本(一九一四年)を底本とし、西郷町服部家蔵本(写本)を翻刻した隠岐郷土研究会刊行会本(一九六三年)を参考本とし、西郷町佐々木章家伝来本(写本)をもって校訂したものである。
- (2) 『日本庶民生活史料集成』本では構成が少し異なり、巻四のうち「名所和歌」が文覚論のうしろに来る。また、嶋後・嶋前を描いた地図一葉が付されている。

- (3) 『続々群書類従』本と『日本庶民生活史料集成』本との差異については註(2)以下で触れる。これらのほかにもうひとつソウル大学校付属図書館に所蔵された『隠州視聴合紀』(以下ソウル大本と表記する)をも参照し、先の二本にはなく、ソウル大本にのみある語句については「」書きして示した。また、挿図(嶋後・嶋前の地図)に付された地名や送りがなの振り方の違いなど、いちいち触れずに割愛した。
- (4) なお、ソウル大本は、表紙見返し部分に「京城帝国大学図書章」(朱印)があり、第一丁表に「臈野蔵書」(朱印)がある。請求記号は47101172。巻末に異筆で「隠州視聴合紀之書、愚何幸見之、仍為廻嶋使理令臨写焉、勿論文字不正其低而、嶋前別府著於小各亭、昔享和二年壬戌冬陽復之月某日也」とあり、署名を「井専方」とし、「井専方印」「林亭」二つの朱印(書き印)がある。
- (5) 川上健三「竹島の歴史地理学的研究」五〇頁で引用する『隠州視聴合紀』では、「故」と「隠岐嶋」のあいだに「云」が挿入される。川上は『続々群書類従』地理部第九から史料引用したとする(川上著書六五頁・注(一九))が、同史料は本稿で引用した如くであり、「云」字はない。『日本庶民生活史料集成』本でも同様。川上の注記によれば、「なお内閣文庫には、『隠州視聴合紀』写本もある」とするから、あるいは川上の典拠はこちらであったかもしれない。とした場合、それはソウル大本と類似している。『隠州視聴合紀』を川上健三著書から再引用する事例が多

- (6) 「震」字は、『続々群書類従』本では「靈」とする。島前を異地とするのに対応する文言中にあるところからすれば、『日本庶民生活史料集成』本にある「震」字の方がふさわしい。なお、隠岐嶋のうち島後が震(東の方角)に位置するというのはともかく、島前が震(南東の方角)に位置するというのは実際の位置関係(南西)からすると疑問が残るが、この点については当面保留しておく。
- (7) 川上著書で引用する『隠州視聴合紀』も「」に該当する部分があるが、「神言」ではなくて「神書」とする。註(4)参照のこと。
- (8) 「雲州」は、『続々群書類従』本では「雲岐」とする。管見の限りでは、「隠岐」を「岐」の字で略した例はなく、また「雲岐(出雲・隠岐)」から隠岐を望むとするのは文意として通らない。したがってここでは、『日本庶民生活史料集成』本にしたがう。
- (9) 「隠岐」を、ソウル大本では「隠州」とする。
- (10) 「頭」字は、『続々群書類従』本では「領」とする。
- (11) 田川孝三のこの一文は、一九八八年発行の『東洋文庫書報』二〇号に収録された論文「竹島領有に関する歴史的考察」によって読みうるが、当該論文が作成された時期ははるかに遡るだろう。というのも、この論文は、田川孝三が

- (12) 下條正男は「州」には「島」の意味があり、隠岐島を隠州とするように「此の州」を鬱陵島のこととしても問題はないのである。現に李瀛も『星湖僊説類選』の中で、安龍福の功で鬱陵島が朝鮮に復したことを「一州の土を復す」と記しているからだ。「下條正男一九九六、七〇頁」と述べる。なお、ここで「隠岐島を隠州とするように」という

一九八八年一〇月に没したのち、「未公表論文の中から一篇を選び、『東洋文庫書報』に掲載されたものだからである。ところで、論文中に以下のような記述が見える。

最近、韓国が提示してきた同国政府の竹島に関する見解は、専らこれ迄のわが国政府の見解に対する反論に終始しており、従来よりの彼の見解の一部を繰返えし主張しているにすぎない。…(中略)…以下、彼が主張を批判しつつ、所見を述べよう(六六頁)

韓国の見解において、従前わが国が重要な資料の一として引用してきた隠州視聴合紀(寛文七年、一六六七年初序)の記事について、わが方の訳読は誤れるものなりと論じている(四二頁)

こうした記述と、竹島問題に関わる日韓両政府の見解往復中における「隠州視聴合紀」関連記事を「塚本孝」によって検討すると、おおむね一九五六年九月二〇日付日本政府見解と、それに対する一九五九年一月七日付韓国政府見解のあたりに符合する内容が見いだせる。したがって、田川孝三の論は、一九六〇年ころには形作られていたとみることが出来る。

「」を挿入される。川上は『続々群書類従』のあいだに「云」が挿入される。川上は『続々群書類従』地理部第九から史料引用したとする(川上著書六五頁・注(一九))が、同史料は本稿で引用した如くであり、「云」字はない。『日本庶民生活史料集成』本でも同様。川上の注記によれば、「なお内閣文庫には、『隠州視聴合紀』写本もある」とするから、あるいは川上の典拠はこちらであったかもしれない。とした場合、それはソウル大本と類似している。『隠州視聴合紀』を川上健三著書から再引用する事例が多

のは誤解である。「隱岐国」を「隱州」とするのであって、「隱岐島」を「隱州」とするのではない。こう言うと、「国代記」冒頭部分の「隱州在北海中・故隱岐嶋」を取り上げて、「州」を「島(嶋)」と読み替えているではないかとする反論が直ちに予想されるが、この反論は成り立たない。冒頭部分以下数行を、いま論証に不要な割注部分を省いて再掲する。

隱州在北海中・故隱岐嶋、其在巽地言島前也、知夫郡・海部郡屬焉、其位震地言島後、周吉郡・穗地郡屬焉、其府者周吉郡南岸西郷豊崎也、(以下略)

右に見るように「隱州在北海中・故隱岐嶋」に引き続く数行の間に「其(その)」なる指示代名詞が三ヶ所(傍線部分①②③)現れる。文脈からいって①②③はいずれも先行する同一の固有名詞を受けていると考えざるをえない。そしてこれに該当する固有名詞は「隱州」ないしは「隱岐嶋」のいずれかしかありえない。①②については、「隱州」「隱岐嶋」いずれを宛てても構わない。しかしながら③に「隱岐嶋」を宛てることができない。「府」というのは「国府」のことだからである。こうして③は「隱岐国」の意である「隱州」を受けていると考えざるを得ない。したがって、右の部分にあっても、「州」は「島(嶋)」と読み換えることはできない。

(13) 「上西里」項は、左遷されて隱岐に到った唐橋中将(源雅

清)が、はじめ島前の布施村にあり、のち島後上西里に移り住み、亡くなったという逸話を記す。

(14) このほか、以下に示すように「此」一文字で先行する固有島名を受ける事例も散見される。「従」是して蓬島と号す、今俗此を前平島と号するは……(『続々群書類従』第九、四六六頁上段)、「東北の海中に小竹島あり、此より海部の崎村に渡ること海路一里語町」(同前、四七七頁下段)、「又北に二股島二并びて大岩の出たるあり、此を新島と云」(同前、四八〇頁下段)

(15) 一九五四年二月一日付・日本政府見解のうち関連する部分は以下の通り。「竹島は、古く松島の名において日本人に知られ、日本領土の一部として考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継基地として利用されるとともに、同島において漁猟も行われていた。右に関する文献としては、寛文七年(二六六七)の出雲藩士齋藤某編「隱州視聽合記」、延宝九年(天和元年一六八一)の大谷九右衛門勝信手記などがあり、地図としては、享保年中(一七二〇年代)の鳥取藩主池田家旧蔵「竹島図」、安永四年(一七七五)の長久保赤水の「日本輿地路程全図」などがある。」「塚本孝・六〇頁。一方、同年九月二五日付・韓国政府見解中の該当する部分は以下の通り。「日本政府は独島領有権に関する証拠文書として隱州視聽合記(二六六七)と大谷九右衛門手

(16) 記(一六八一年)をあげているが、これらの文書は日本の鬱陵島水域侵略時代(一六一四年から一六九七年まで)に書かれたものであるから、韓国政府は、これを証拠として無効であるとみなす。」「塚本孝・五四頁」

(17) 塚本孝はこの韓国政府見解について、「日本政府は、この批判に直接答えていない」とする注を付している。

(18) もっともこれらの見解も、厳密に言えば、日本政府見解が日本の北西部の限界を「鬱陵島と今日の竹島」の両方に置くのに対し、それ以外の見解はそれを鬱陵島だけに置いている、という違いがある。ここで、「松島(今日の竹島)および竹島(鬱陵島)をもつて日本の北西部の限界と見ている」という日本政府の見解は、「此州」の「此」が単数を受けるとき指示代名詞であるにもかかわらず、複数の名詞を受けると解したことからも、明らかな誤読である。なお、この日本政府見解に対する韓国政府見解が、「この二島から高麗(韓国)本土を望見する距離関係が」と反論するのも、右の誤読に引きずられた誤読である。

(19) 「竹島あり、古より是を磯竹島と伝う。竹木繁茂して大島の由、是より朝鮮を望めば隱州より雲州を見るより尚近し、……」(『隱岐国古記』、「田川孝三・四一頁」)、「見高麗猶雲州望隱州、一日磯竹島」(『日本輿地路程全図』、「田川孝三・四二頁」)

(20) 「江戸(東京)をその中心に据えれば隱岐島は西にあたる」から隱岐島が日本の西北とする表現は不適当だともいう「下條正男一九九六・七〇頁」。江戸時代当時の感覚で

(21) いえば、江戸(ないし京都)から西方向へ伯耆国米子へゆき(ないしは播磨国姫路まで西方向に進み、そこから北西方向に伯耆国米子へ行く)、そこから北へ向かって三保関を経て隱岐島へ進むのだから、「西北」と感じるのが妥当なのである。また、ふつう江戸から見て西方向といえれば長崎をいう。長崎との対比からしても隱岐島は西北とならざるをえない。

(22) 異国渡海朱印状をもつて渡航した朱印船の人々が赴いた東南アジア各地が、当時、日本領土になったとは思えない。そこへ居住して日本町をなしても、そこは日本領とはいえなかった。まして、居住の実態もなく、大谷・村川両家に雇われない限り渡航できないような土地が、当時「日本領」と考えられていたとはとても考えられない。しかも「竹島渡海免許」は異国渡海朱印状とは性格が異なり、寛永二年(一六二五)一回切りの発行ではなかった「池内敏一九九九」ばかりか、竹島(鬱陵島)の存在すら十分に掌握できていなかった「池内敏二〇〇一」。

(23) いわゆる元禄竹島一件も、竹島(鬱陵島)の領土問題が争われたわけではなかった。大谷・村川両家が求めたのは竹島(鬱陵島)における漁業権の確保であり、彼らが「日本領」の維持を訴えたわけではなかった。また交渉を委ねられた対馬藩も、当初は領土問題として争うつもりではなかった。朝鮮政府側が鬱陵島を朝鮮領と明示するよう求める過程で、この交渉が領土問題の様相を帯びることとなっ

たまでである〔池内敏二〇一〕。

- (22) 本稿では、大韓民国国史編纂委員会収集史料に含まれる「隠岐古記集」を翻刻掲載した。同史料は一九七〇年代に姜萬吉氏によって収集されたものというが、史料採訪地・典拠等の記載がない。そこで、隠岐郷土研究会編『隠岐島史料』近世編下に収載された「隠岐古記集」と校合した。両史料は概ね一致するが、『隠岐島史料』本が、「里」を「厘」と翻刻するなど、文脈に影響を与えない小さな違いは多数ある。また、大きく異なる点については、「」で補った部分が一ヶ所、「イ」として異同表記したものが三ヶ所ある。

- (23) 享保二〇年（一七三五）、隠岐島後の四人乗りの船が、商売のために越前へ行き、隠岐へ戻る途上で漂流して朝鮮半島に至った事例がある「松田甲」。この事例からすれば、少なくとも一八世紀初めには、隠岐から若狭から越前・能登あたりまでを往来するようになっており、「隠州視聴合紀」では「往くべき地無し」とされていた東北方向についての知見が拡大してきたことが、波線部Aの記述につながっているように。また、一七世紀末に生じた元禄竹島一件が、波線部イの記述につながっているだろう。

【参考史料・文献】

- 『続々群書類従』第九、国書刊行会、一九〇六年
『日本庶民生活史料集成』第二十巻、三一書房、一九七二年
- ◇ 「独島主権は死活の民族問題である」、『新東亜』四三九号、一九九六年四月a
◇ 「独島の民族領土史研究」、知識産業社、一九九六年b
◇ 「独島、大切な韓国領土」、知識産業社、一九九六年c
◇ 「独島領有権に対する日本政府批判」、ソウル大学校出版部、二〇〇一年
◇ 「韓国と日本の独島領有権論争」、漢陽大学校出版部、二〇〇三年
- 宋炳基「鬱陵島・独島領有の歴史的背景」、『独島研究』、韓国近代史資料研究協議会、一九八五年
田川孝三「竹島領有に関する歴史的考察」、『東洋文庫書報』二〇、一九八八年
- 田村清三郎「島根県竹島の新研究」、報光社、一九六五年
塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解（資料）」、『レファレンス』六一七、二〇〇二年
- 崔爽祐「外国の文献に現れた独島」、『独島研究』、韓国近代史資料研究協議会、一九八五年
- 内藤正中「竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史」、多賀出版、二〇〇〇年
- 中村栄孝「『磯竹島』（鬱陵島）についての覚書」、『日本歴史』、一五八、一九六一年（のち、同『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年）
- 河練洙「『竹島紛争』再考」、『龍谷法學』三二巻二号、一九九九年
- 黄相基「独島問題研究」、ソウル大学校大学院法学科碩士論文、

池内敏「竹島渡海と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』一、一九九九年
◇ 「竹島一件の再検討」、『名古屋大学文学部研究論集』八（史学四七）、二〇〇一年

李漢基「韓国の領土」、ソウル大学校出版部、一九六九年
李薫「朝鮮後期の独島領属争い」、『独島と対馬島』、韓日関係史研究会、一九九六年

大熊良一「竹島史稿」、原書房、一九六八年
奥原碧雲「竹島沿革考」、『歴史地理』八巻六号、一九〇六年
外務省条約局「竹島の領有」、一九五三年

梶村秀樹「竹島と独島問題と日本国家」、『朝鮮研究』一八二、一九七八年

◇ 「日本の土地とする主張は膨張・植民主義の所産」、『新東亜』四三九号、一九九六年四月

川上健三「竹島の歴史地理学的研究」、古今書院、一九六六年
クワク・チャンコン「独島領有権論争はもう終わった」、『韓国論壇』一九九六年九月号

金炳烈「証拠を無視してはならない」、『韓国論壇』一九九六年一月号

下條正男「竹島問題考」、『現代コリア』三六一、一九九六年

◇ 「竹島問題の現代的課題」、『国際開発学研究』第二巻一、二〇〇〇年

◇ 「竹島は日韓どちらのものか」、文春新書三七七、二〇〇四年

慎鏞廈「朝鮮王朝の独島領有と日本帝国主義の独島侵略」、『韓国独立運動史研究』三、一九八九年

一九五四年

◇ 「独島領有権解説」、『東亜日報』、一九五七年二月二八日

三月五日

◇ 「独島問題研究」、独島、大韓公論社、一九六五年a

◇ 「独島領有権解説」、勤勞学生社、一九六五年（再版）b

白忠鉉「国際法上からみた独島紛争」、『独島研究』、韓国近代史資料研究協議会、一九八五年

堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』二四、一九八七年

松田甲「享保乙卯日本人の朝鮮漂流記」、『日鮮史話』第五編、朝鮮総督府、一九二九年

付録 「隠州視聴合紀（記）」に言及した諸論稿

一九〇六年

【奥原碧雲】

「この岩嶼のはじめて記録に見えたるは、隠岐視聴合記とす」（九頁）として「国代記」冒頭の地理的特性を述べた部分を史料引用（甲）

隠州視聴合記に鬱陵島即ち竹島を以て無人島にして、日本之乾之地以此州為限矣とあるを見れば、…（中略）…同書の編者はこの島を以て日本海西北に於ける我領土の極点となせり（一九頁）（乙）

一九五三年八月

〔外務省条約局〕

今日の竹島はその当時は松島として知られていた。これを文献について見るに、寛文七年（一六六七年）の出雲藩士齊藤某の「隠州視聴合紀」巻一、国代記の部に「隠州在北海中、故隱岐嶋：戌亥間行二日一夜有松島又一日程有竹島」^{〔補註〕}「俗言磯竹島多竹魚海鹿」、此「島無人之地見高麗如自雲州望隱岐」、然則日本之乾地以此州為限矣」とあるのをもつて嚆矢とするものの如くである（九頁）〔甲〕

寛文七年（一六六七年）の「隠州視聴合紀」や延宝九年（一六八一年）の大谷九右衛門勝信の請書等によると、この松島（今の竹島）についてはもちろん竹島（鬱陵島）までも日本領土の一部と見做していることが注目される（四七頁）〔乙〕

一九五四年二月

〔黄相基〕

一六六七年寛文七年、齋藤弗緩は隠州視聴合紀を書いたという。文献の第一面には次のような文句が書いてある。「戌亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島（俗云磯竹島多竹魚海） 此二島無人之地見高麗如雲州望隱州 然則 日本之乾地以此州為限」だという。すなわち竹島（鬱陵島）と松島（独島）が日本の領土だという意味である。（二一―二三頁、「出漁時代の日本側文献」項）〔乙〕

一九五七年三月一日

〔黄相基〕

しかし隠州視聴合紀には次のように書いてある。「戌亥之間行二

島の惣廻り十六里、又未申の方五十八里にして石州温泉津に至り、辰巳の方四十里伯州赤崎あり、卯の方凡百里にして若州小浜に至り、丑寅の方凡百三十里余能州に当る、亥の方四十余里にして松島あり、周り一里程にして生木なき岩島という。また西の方七十余里にして竹島あり、古より是を磯竹島と伝う。竹木繁茂して大島の由、是より朝鮮を望めば隠州より雲州を見るより尚近し、今朝鮮人來りて住す

とある。是は、前記隠州視聴合紀に倣うのみならず、当時の船人にその見聞をききて書きたしたものである。所で合記の問題の条は如何によむべきであらうか。

戌亥の間、行くこと二日一夜にして松島あり、又一日程にして竹島あり、；此二島は無人の地なり、高麗を見るに雲州より隠州を望むが如し。然らば則ち、日本の乾の地は、此州を以て限となすなり

とよむべきであらう。高麗を見るに雲州より隠州を望むが如しというの、竹島と高麗本土との距離が、雲州隠州間の距離と相似ていることをいっただものである。即ち「地」と「見」の間に「自竹島」の三字を補えば更に判然となるのである。「此二島無人之地」の七字は、その上を受けて説明したものに過ぎず、「見高麗」以下の主格ではない。又韓国の主張することく、二島より高麗を見るに云々とするのは、「如自雲州望隱州」の説明が当たらざるものとなり意味をなさず、極めて無理な解釈である。従って上掲、隠岐国古記にも

竹島といひ伝う、竹木繁茂して大島の由、是より朝鮮を望めば隠州より雲州を見るより尚近し

日一夜 有松島 又一日程有竹島（俗言磯竹魚海鹿按神言五十猛歟）此二島無人之地 見高麗如雲州望隱州 然則日本之乾地以此州為限矣」この文章の意味は「松島と竹島が無人的であり、竹島から高麗を眺めるのは雲州から隠州を眺めるのと同じである、そういうわけで、日本の境界は此州に限る」ということである。すなわち此州というのは隠州である隠岐島のことを言っているのだが、日本人たちはいままも此州というのは竹島と松島だと解釈しており、外交覚書に引用している（『東亞日報』一九五七年三月一日付、連載第二回記事。）〔乙〕

一九五〇年代末～六〇年代初

〔田川孝三〕

韓国の見解において、従前わが国が重要な資料の一として引用してきた隠州視聴合記（寛文七年、一六六七年自序）の記事について、わが方の訳読は誤れるものなりと論じている。即ち逆にこの記事は隠岐を以て日本西北の境界とし、竹島・松島を朝鮮領としたものと解することこそ正しいと反論しているのである。本書問題の記事は

隠州在北海中、故云隱岐嶋：從是、南至雲州美穂岡三十五里、辰巳至伯州赤崎浦四十里、未申至石州温泉津五十八里、自子至卯、無可往地、戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島、俗言磯竹島多竹魚海鹿、此二島無人之地、見高麗如自雲州望隱州、然則日本之乾地、以此州為限矣

即ち隠岐の島より東西南北、各方向に従ってその至る地を一応説明したものである。之に倣って記述した隠岐国記（享保五、一七二〇年藪屋比呂編）には、

と補い記しているのである。又長久保赤水の日本輿地路程全圖（安永四年、一七七五）以下、江戸時代に刊行された同系統の諸地図には、松島、竹島を圖し、竹島の傍註に

見高麗猶雲州望隱州 一曰磯竹島

と記しているのである。しかも注目すべきは

；見高麗、如自雲州望隱州、然則日本之乾地、以此州為限矣とある。「然則」の二字である。竹島の地は、是より高麗を見ること恰も雲州より隠州を見るが如くである。

上記の如くであるから、すなわち、日本の乾の方の境界は此の州（州はシマの意である）なのであると訳読しなければならぬ。故に従前の諸書にも地図にも、この意味の如く解して書して来ているのである。従って韓国の主張は故意に、書かれた記事の意を枉げて解釈しようとするもので、我田に水を引くものといふべきである。

〔田川孝三、一九八八・四一―四三頁〕

一九六一年

〔中村栄孝〕

「文献の上で、この島（竹島／独島のこと、引用者注）について知り得るのは」（二二頁）として「隠州視聴合紀」「国代記」冒頭の二節を引用（甲）

一九六五年

〔黄相基 a〕

寛文七年（一六六七年）齊藤弗緩の著書隠州視聴合紀には鬱陵島を「竹島」とし独島は「松島」と称している（二二八頁）〔甲〕

この合紀（隠州視聴合紀のこと、引用者注）は斎藤弗緩が記述したのであって、戊亥のあいだを行くこと二日一夜にして松島があり、また一日ほど行くと竹島がある。此二島は無人之地である。高麗を見ることはちょうど雲州地方から隠州を眺めることと同じである。だから日本の境界は此州をして限るのだとしているのであり、此州というのは隠州を言っているのであり、竹島（鬱陵島）と松島（独島）が朝鮮領土だということを記述しているにもかかわらず、日本政府は日本領土として記述したもののよう誤解しているようだ（二二八頁）（乙）

〔實相基 b〕

すなわち鬱陵島（竹島）と独島（松島）のこの記事は、文章の脈絡がたいへん模糊としているが、「見高麗如雲州望隠州」というのは、おのおのその本土との距離の近さを意味しているものであり、すなわち隠州は雲州から近く、いわゆる（鬱陵島）（竹島）（松島）独島の二島は高麗すなわち朝鮮に近いことである。とすれば、その次にある「然則日本之乾之地以此州為限矣」というのは、すなわち日本の乾西北界が隠州だ、と解釈せざるをえない。なぜならばいわゆる「此州」というのは、この書の主対象である隠州であるからだ。そうしたゆえに、隠州視聴合紀の第一面にある隠州の地図上には竹島と松島を朝鮮の領土として表示してあるのだ。とすれば、竹島と松島が韓国領土であることは再言を要しない。（四一―四二頁）（乙）

〔田村清三郎〕

又一日程にして竹島（磯竹島＝鬱陵島：注）あり」と記述されている。そしてこの竹島はこんにちの鬱陵島であり、これが国の境であると編者は述べている。（二五―一六頁）（乙）

一九六九年

〔李漢基〕

また日本側記録のひとつである「隠州視聴合記」（一六六七年）には、竹島（鬱陵島）および松島（独島）が日本西北部の境界だという文句があると主張し、またこの文句を援用するのが日本側の常例となっている。隠州視聴合記は隠州郡隠岐島に関する記事であり、これを精読すれば隠州が日本の乾地（西北境界）となっているということが分明だが、日本側は前記したように鬱陵島と独島がその西北境界だと誤読しているのである。その原文を引用すれば、

「隠州在北海中 故云隠岐嶋 按倭訓海中 言遠故名與 南方至雲州美穂関：戊亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島 此二島無人之地 見高麗 如自雲州望隠州 然則 日本之乾地以此州為限矣」

ここにいわゆる松島はすなわち独島を、竹島はすなわち鬱陵島を指しているのであって、「此二島」から高麗（韓国）本土を望見する距離関係が、ちょうど雲州から隠州を望見するのと同様であり、したがって日本の西北部は此州をもって境界とするということである。日本側がこれを誤読し、「前一島」をもって日本の西北部の境界としたのは大きな誤りである。隠州をもって日本の西北部の境界とするという隠州視聴合記の記事こそ正当な見解と見なければならぬ。（二四二―二四三頁）（乙）

松島の名が最も古く記録せられたものに、松江藩士の編にかかる寛文七年（一六六七）の隠州視聴合記がある。本書は、隠岐島において、著者が自ら視察したまたは聴いたものを記録したものであり、大谷村川両氏の竹島渡海の最盛期の著であることは貴重なものといわなければならない。（七頁）（甲）

一九六六年

〔川上健三〕

この「松島」の名が、竹島（鬱陵島）とともに文献に現れるようになったのは、出雲藩士齋藤豊仙が寛文七年（一六六七）に編さんした「隠州視聴合記」巻一、国代記の部に、次の通り記されているのがその嚆矢であるといわれる。

「隠州在北海中 故云隠岐嶋：戊亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島」
 「俗言磯竹島多竹魚海鹿、按神書所謂五十猛獸、此二島無人之地見高麗 如自雲州望隠州、然則日本之乾地以此州為限矣」（五〇頁）（甲）

一九六八年

〔大熊良一〕

竹島の沿革について諸学者や研究者がつねに引用するものは寛文七年（一六六七）に出版された「隠州視聴合記」という一種の地方誌である。…この「隠州視聴合記」の巻一の国代記の章において、問題のこんにちの竹島が記述されている。（甲）…すなわち、この「視聴合記」には隠岐島を中心にして方角が示されているが、「戊亥（西北）の間行くこと二日一夜にして松島（いまの竹島：注）あり、

一九七八年

〔梶村秀樹〕

日本側の文献上の竹島＝独島の初出は、ずっと遅く出雲藩士齋藤豊仙編の「隠州視聴合記」（一六六七）で、「竹島」（鬱陵島）と別に「松島」という名で記載されている。（二八頁）（甲）

「隠州視聴合記」の表現は、韓国側の指摘のように、隠州を日本の境域の境界とのべたものと解すべきだろう。（二二頁）（乙）

一九八五年

〔宋炳基〕

…一六六七年（寛文七年、顕宗八年）に著述された「隠州視聴合記」に

雲州在北海中 故隠岐嶋：其府者 周吉郡南岸西郷豊崎也、：戊亥間 行二日一夜有松島、又一日程 有竹島 俗言磯竹島 多竹魚海鹿、一此島 無人之地 見高麗 如自雲州望隠岐 然則日本乾地 以此州為限矣

と見えるのがそれである。隠岐（隠州）の府治から二日一夜を行けば松島があり、さらに一日ほど行けば竹島がある。この二島は無人島であり、「高麗」を見ること、ちょうど出雲国（雲州）から隠岐を眺めるのと同じである。したがって日本の西北境（乾地）は「隠州」をもって境界とするというのである。地理的位置から見ると松島は今日の独島、竹島は鬱陵島を指すのであり、この二島は朝鮮に近いので、日本の領土は「隠州」すなわち隠岐に限られるということである。「隠州視聴合記」の著者齋藤豊仙は出雲国の官員で

あった。彼はまた藩主の命にしたがって公務で隠岐島を視察した。そして視察の過程で彼が直接見たり聞いたりしたものをもそのまま記録したのが、この「隠州視聴合記」である。したがって、彼が「日本乾地 以此州為限矣」としているのは、当時の韓日間の国境を見極めるうえで、信憑性のある重要な史料となるものといえる。(『独島研究』二〇〇―二〇二頁)(乙)

独島(リヤンコ島・竹島)に関する日本最古で古典的な文献は、一六六七年斎藤豊仙が日本沿海(隠岐)民から聞いた逸話・伝説をもとにして著述した「隠州視聴合記」である。この文献に見える「竹島」と「松島」はまさに今日の鬱陵島と独島を指している。これは日本が一七世紀中葉から独島を松島と呼んでいたことを意味している。しかしこの文献は同時に、日本の版図を隠州に限らせていることにより松島をその領域外へと外している。少なくとも松島が日本の版図ではないということは明白であった。(『独島研究』二六〇―二六一頁)(甲)

〔崔奘祐〕

日本側文献に鬱陵島とは別に今日の独島が認知される最初の記録は、おおむね一六六七年すなわち朝鮮王朝顯宗八年、日本出雲藩の藩士斎藤豊仙が編纂したという「隠州視聴合記」なる書であるようだ。(甲)一六六七年八月に命を受け、隠岐島を巡行し、その見聞録として書いたという「隠州視聴合記」の巻一國代記には、次のような内容がある。

隠州 在北海中 故云隠岐嶋：従是南方至雲州美穂関三十五里 辰巳至伯州赤碕浦四十里 未申至石州温泉津五十八里 自子至卯

六七)(甲)にも隠州からいくらか行くと松島(独島)が現れ、さらに行くと竹島(鬱陵島)が現れるといひ、日本の国境は此州で限る」と記録されているが、これはまさに松島からは外国と見ていたと解釈しなければならず、日本側主張のように松島までを隠州に含んでいたと見ることはできない。(『独島研究』四一九―四三〇頁)(乙)

*李漢基を引用する。

一九八七年

〔堀和生〕

日本の文献で、今日の竹島が初出するのは、出雲藩士斎藤豊仙の『隠州視聴合記』(一六六七年)であり、松島の名称で竹島＝鬱陵島と併記されている。(二〇二頁)(甲)

一九八九年

〔慎鏞廈〕

…日本で鬱陵島と独島に関する記録が最初に現れるのは、一六六七年斎藤豊仙が編纂した『隠州視聴合記』においてである。(甲)ところで、この日本側史料は発掘者の意図とは異なり、鬱陵島と独島が高麗(韓国)の領土であり、日本の領土ではないことを明白に証明している。

「隠州在北海中 故云隠岐島：戊亥間 行二日一夜有松島 又一日程有竹島(俗言磯竹島多竹魚海鹿 按神書所謂五十猛獸) 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠州 故日本之乾地 以此州為限矣」(隠州は北海のなかにある。それで隠岐島という。…戊

無可往地 戊亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島(俗言磯竹島 多竹魚海鹿) 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠岐 然則日本之乾地 以此州為限矣：

この記録にみえる竹島は今日の鬱陵島であることは明らかであり、ここでの松島は日本の隠岐島から戊亥のあいだすなわち西北方へ船で二日一夜の距離にあったというが、船の規模や波頭あるいは風速などが一定しないから、ちょうど二日一夜の距離なのかははっきりとはしないが、のちにも今日の独島に比定される島嶼を日本側では松島と呼ぶ記録がある点などを勘案すると、いったん現在の独島を指すものとしても構わないようである。

この記録によれば独島(松島)と鬱陵島(竹島)がいずれも無人島だとするが、独島はもちろん無人島であったとしてよいが鬱陵島までも無人島であったとできるかは疑問である。それはともかく、この記録によれば、この二島から高麗を見ることは日本から雲州すなわち出雲地方から隠州すなわち隠岐島を見るのと同じであり、したがって日本の乾地すなわち西北の土地は「此州」すなわち隠州をもって限界となるという。言い換えれば「隠州視聴合記」で、今日の独島が松島という名前で認知されている事実は認められるものの、そのことは鬱陵島すなわちこの記録にいう竹島とともに日本領土の西北方限界の外にあると認識されていたことが分かる。「隠州視聴合記」では日本領土の西北限界が現在の隠岐島と認識されていたことである。(『独島研究』二八九―二九〇頁)(乙)

〔白忠鏞〕

さらに独島に関する最初の日本側記録である隠州視聴合記(一六

亥間に二日一夜行けば松島がある。さらに一日の距離のところに竹島がある。(俗言に磯竹島と呼ぶが、竹や魚やおとせが多い。神書にいういわゆる五十猛である)。この二島(松島と竹島)は無人島であり、高麗を見るのがちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本の西北(乾)境地はこの州(隠州)をもって限りとする。

すなわち日本で最初に鬱陵島と独島を記録したこの「隠州視聴合記」は、位置の上から見ると独島を松島、鬱陵島を竹島と呼びながら、この二島から高麗を見ることは、ちょうど日本の雲州(出雲)から隠岐を見るのと同じであり、この二島松島と竹島は高麗に属しており、日本の西北境界地は隠州(隠岐島)をもって限界とすることを明らかにしている。この「隠州視聴合記」の編纂者斎藤豊仙は出雲(雲州)の官吏(藩士)として藩主の命を受け一六六七年(日本の寛文七年)夏に隠岐島を巡見し採録して「隠州視聴合記」をもって復命したのである。日本で最初に鬱陵島と独島を記録したこの文献は、鬱陵島と独島は高麗(韓国)の固有領土であって日本の領土ではないという事実をよく証明している。(四九―五〇頁)(乙)

一九九一年

〔慎鏞廈〕

斎藤は出雲(雲州)の官吏(藩士)として藩主の命を受け、一六六七年(日本、寛文七年)夏、隠岐島を巡見し、見聞を記録して『隠州視聴合記』を著した。本書は、日本では独島を「松島」と、鬱陵島を「竹島」と呼んだ事実を、航海距離(日数)を通じて間接

的に証明している。

隠岐は北海のなかにある。それで隠岐島という。…戊亥間に二日一夜行けば松島がある。さらに一日の距離のところに竹島がある。(俗言に磯竹島と呼ぶが、竹や魚やおつとせいが多い。神書にいういわゆる五十猛であろうか。この二島(松島と竹島)は無入島であり、高麗を見るのがちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本の西北「乾」境地はこの州(隠州)をもって限りとする。

われわれがここでまた注目するのは、日本で最初に鬱陵島と独島を記録した文献だという『隠州視聴合記』は、(甲)日本で独島を松島、鬱陵島を竹島としていたこととともに、この二島から高麗を見ることはちょうど日本の雲州(出雲国)から隠岐を見るのと同じであり、この二島、松島と竹島は高麗に属することを教えてくれたが、したがって日本の西北方の境界は隠州(隠岐島)をもって境界とすることを明白に証明しているという事実である。(『慎鋪慶九六』五九一六〇頁)

そのうち日本の出雲「雲州」の官吏(藩士)として藩主の命を受け、一六六七年(日本の寛文七年)夏、隠岐島を巡視し、その見聞を採録して復命した齋藤豊仙も、その文章『隠州視聴合記』で一さきにも述べたように「日本の西北境界が隠州(隠岐島)をもって限り」と書いており、松島「独島」と竹島「鬱陵島」の位置を正確に叙述しつつ、これらが高麗「韓国」の領土だと記録した。(『慎鋪慶九六』二二五―二二六頁)(乙)

*ここでは「慎鋪慶九六」第二部によるが、初出は『韓国社会史研究会論文集』二七、一九九一年。

りとする。^{(*)8}

日本最初の独島関連文献である『隠州視聴合記』は、官庁の報告書であり、日本の西北国境を隠岐をもって限りとする明白に規定しており、これは松島と竹島を高麗のものとして分類しているとは言えまいか。これは独島が韓国領土であることについての明白な証明にはかならない。とすれば、これは今日日本政府が日本の西北側国境を鬱陵島と独島のあいだに設定していることが、^{(*)9} どれほど荒唐無稽なごり押しであり暴言であるかを、あらためてよく証明してくれる。(『新東亜』五九三―五九四頁、『慎鋪慶九六』二九一―三〇頁)(乙)

*初出は、独島学会創立記念学術シンポジウム主題発表論文(一九九六年四月)、韓国精神文化研究院独島問題学術会議主題発表論文、『新東亜』一九九六年四月号の三論稿というが、ここでは「慎鋪慶九六」第一部収録分をもとに、『新東亜』論稿との異同を注記した。

(*)1 「文献」は、『新東亜』論稿では「記録文献」とする。

(*)2 「藩州」は、『新東亜』論稿では「領土」とする。

(*)3 「提出した報告書である」は、『新東亜』論稿では「隠州視聴合記」という題目をつけて報告書を提出したのである」とする。

(*)4 「隠岐」は、『新東亜』論稿では「隠岐島」とする。

(*)5 「隠岐が日本の西北方の境界だという趣旨を以下のよう」に記録した」は、『新東亜』論稿では「日本の果てだと記録した」とする。

(*)6 「隠岐」は、『新東亜』論稿では「隠州」とする。

一九九六年

〔李蕪〕

独島の存在を最も早く記録しているものとして『隠州視聴合記』がある。(甲) 出雲州の藩士齋藤豊仙が領土の命を受け、一六六七年に隠岐を巡視したのち報告用に作成した本書には、「竹島(鬱陵島)と松島(独島)は無入島で、ここから高麗(朝鮮)を見るのはちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである」としており、鬱陵島・独島が朝鮮の土地であることはもちろんのこと、日本の西北境界が隠岐であることを分明にしている。(一九一―二〇頁)(乙)

〔慎鋪慶 a b〕

日本政府は、独島に関する日本側最初の文献として一六六七年に編纂された『隠州視聴合記』を挙げている。(甲) 本書は、出雲(雲州)の官人(藩士) 齋藤豊仙が藩州(大名)の命を受け、一六六七年夏に隠岐島(玉岐島)を巡視し、観察したり聞いたたりしたことを採録して提出した報告書である。ところでこの書にも独島と鬱陵島は高麗(朝鮮)に属し、隠岐は日本に属し、隠岐が日本の西北方の境界だという趣旨を以下のように記録した。^{(*)10}

隠岐は北海のなかにある。それで隠岐島という。…戊亥間に二日一夜行けば松島(当時、独島の日本側呼称―引用者)がある。さらに一日の距離のところに竹島(当時、鬱陵島の日本側呼称―引用者)がある。…この二島(松島と竹島)は無入島であり、高麗を見るのがちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本の西北「乾」境地はこの州(隠州)をもって限りとする。^{(*)8}

(*)7 「境地」は、『新東亜』論稿では「境界」とする。

(*)8 「新東亜」論稿は、このうしろに典拠名「隠州視聴合記」巻一、国代記」を記す。

(*)9 「日本の西北国境を隠岐をもって限りとする明白に規定して」は、『新東亜』論稿では「日本の西北国境は隠州(現在の玉岐島)が果てであると明白に規定しているのではあるまいか」とする。

(*)10 「日本の西北側国境を鬱陵島と独島のあいだに設定していることが」は、『新東亜』論稿では「地理付図に日本の西北側国境を鬱陵島と独島のあいだに設定しよう」と試みている」とする。

〔慎鋪慶 c〕

日本側調査によれば、日本の文献のなかで竹島「鬱陵島」とともに松島「独島」が最初に記録されているのは、一六六七年に編纂された『隠州視聴合記』である。(甲) 本書は、編纂者齋藤豊仙が出雲の官人(藩士)として藩主の命を受け、一六六七年(日本の寛文七、朝鮮の顕宗八)夏に隠岐島を巡回しながら調査し、観察したり聞いたたりしたままを採録して報告書したものである。本書には次のように記録されている。

隠州は北海のなかにある。それで隠岐島という。…戊亥間に二日一夜行けば松島(独島―引用者)がある。さらに一日の距離のところに竹島(鬱陵島―引用者)がある。(俗言に磯竹島というが、竹や魚やオットセイが多い。神書にいういわゆる五十猛であるか)この二島(松島と竹島)は無入島であり、高麗を見るのが

ちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本
の西北(乾)境地はこの州「隠州」をもって限りとする。

本書では日本の隠岐島から西北方へ船で二日一夜の距離を行けば
松島があり、松島から一日距離に竹島があるとおり、位置と距
離から判別すると独島「于山島」を松島、鬱陵島を竹島と呼んでお
り、この二島(松島と竹島)から高麗を見るのが、ちょうど日本の
雲州(出雲国、現在の島根県)から隠岐島を見るのと同じであり、
この二島松島「独島」と竹島「鬱陵島」は高麗に属し、したがって
日本の西北境界は隠州をもって限界とすることが明らかである。

日本で最初に独島を記録したこの文献は、鬱陵島「竹島」と独島
「松島」が高麗(韓国)領土であり、日本の境界外にある島として
いて、日本領土ではないという事実を明らかにしている。(乙)

『梶村秀樹』

日本側文献に竹島すなわち独島が初めて現れるのは出雲藩士齋藤
豊仙編の『隠州視聴合記』(一六六七年刊行)で、韓国側に比べる
とたいへん遅い。ここには「竹島」(鬱陵島)と区別された「松
島」という名で記載されている。(六一七頁)(甲)

『隠州視聴合記』の表現は、韓国側の主張の如く隠州を日本の境
界だと述べていると理解しなければならぬ。(六一〇頁)(乙)

『下條正男』

『隠州視聴合記』は、寛文七年(一六六七年)八月、藩命を受け
た松江藩の齋藤才緩が約二ヶ月を掛け、その預り領の隠岐島を巡察
した際の調査報告書である。この『隠州視聴合記』は、竹島問題が
いたと結論を下していた。

しかしその解釈は、①と③と⑤を結んだ限りではそう読めないこ
ともないが、資料は全体を見て正確に読まねばならぬのである。②
を読まずにこの史料を解釈すると、隠岐島が日本の各地からの方
角で、どれほどの距離にあるかを示した齋藤才緩の意図を抹殺し、
文意を変えてしまうからである。

そして③の「戌亥(北西)」と、⑥の「日本の乾(北西)の地」
から直接「此の州を以て限りとなす」に繋ぎ、此の州を隠州(隠岐
島)とすると、松嶋(竹島)は朝鮮領であるかのような錯覚を与え
るが、それは無理な解釈である。まず⑤の「高麗を見ること雲州の
隠州を望むがごとし」は、高麗(朝鮮)を見ている位置は当然日本
領と認識しているわけで、竹島、鬱陵島、隠岐島の中で雲州(島
根)から隠岐島を見るように朝鮮が見えるのは、鬱陵島だけしか
いからである。従って慎齋才緩氏が引用した文章だけから見ても、こ
の州を以て限りとするのは、鬱陵島ということになる。

それを慎氏は何ら疑うことなく、「此の州」を「隠州」のことと
されているが、「州」には「島」の意味があり、隠岐島を隠州とす
るように「此の州」を鬱陵島のこととしても問題はないのである。
現に李漢も『星湖僊説類選』の中で、安龍福の功で鬱陵島が朝鮮に
復したことを「一州の土を復す」と記しているからだ。

史料はやはり一部を読んで解釈するのはなく、全体を見て読む
べきではなからうか。

発生して以来、日韓双方で竹島を自国領とする証左とされてきた。
それは巻一の「国代記」に、松嶋(元竹島)と竹嶋(元鬱陵島)の
二島が見え、その読み方によっては、竹島が朝鮮領とも解釈がで
きるからである。

そこで多少煩瑣となるが、理解を妨げない程度で一部を省略し、
当該箇所を紹介してみたいと思う。

①隠州(隠岐島)は北海中にあり。(中略)

②是(隠岐島)より南、雲州美穂関に至ること三十五里。辰巳
(南東)伯州赤碓浦に至ること四十里。未申(南西)石州温泉
津に至ること五十八里。子(北)より卯(東)に至りては、往
くべき地なし。

③戌亥(北西)の間、行二日一夜にして松嶋(現竹島)あり、ま
た一日の程にして竹島(現鬱陵島)あり。

④(註)俗に磯竹島という。竹魚海鹿多し。按ずるに、神書の所
謂五十猛(イソタケ)歟。

⑤此の二嶋、無人の地。高麗(朝鮮)を見ること雲州より隠州を
望むがごとし。

⑥然らば則ち、日本の乾(北西)の地、此の州を以て限りとなす。
ここで齋藤才緩が記述しているのは、北海の中にある隠岐島が、
東西南北それぞれの方角にある日本の領土から、どれ程の位置にあ
るかである。当然これはそれぞれの地域が隠岐島を中心に、放射線
状に結ばれていると考えてよく、隠岐島から北西の位置にある③の
竹嶋(現鬱陵島)は、日本の再北西にある領土と認識されていたと
解釈してよい。

ところが最近、『新東亜』九十六年四月号に竹島問題を発表された

慎氏はまた隠岐島を日本の北西の限りとされたが、それでは隠岐
島を北西の限りとする基準点はどこに置くのであろうか。江戸(東
京)をその中心に据えれば隠岐島は西にあたる。これは「国代記」
の②を省略せずに史料を読解してみると、その中心点が隠岐島にあ
ることは明白である。慎氏が解釈されているように、中心点に据え
た隠岐島を日本の北西の限りとするのでは、齋藤才緩が隠岐島を基
点とした意味がなくなってしまう。

これはもう少し慎重に史料を読むべきではなからうか。それは④
の註も抹殺すべき部分ではないということだ。この註には鬱陵島が
俗に磯竹島(イソタケシマ)と呼ばれている理由を、『日本書紀』
の「神代巻」に登場する「五十猛神」に求め、齋藤才緩自身が考証
している部分だからだ。『隠州視聴合記』の著者が磯竹島を朝鮮領
と認識していれば、そういった按語を書くはずもない。この註など
も齋藤才緩が磯竹島(鬱陵島)を自国領と認識していた証左の一つ
である。

さらに当時、齋藤才緩が鬱陵島を以て日本の北西限とし、鬱陵島
を日本領と認識していたことは、『隠州視聴合記』の「知夫郡焼火
山縁起」の文中からも指摘することができる。

同縁起には「時に元和四年春三月、又伯耆国の大買村河氏、官よ
り朱印を賜り大船を磯竹島に到す。颯風に遇いて高句麗に落つ」と
記されている。この縁起では朝鮮とあるべきところ高句麗と表記し
ているが、これは縁起であるため古色蒼然とさせるための作文であ
る。元和四年は一六一八年で新しく、文中の村河氏は、後年、安龍
福を拉致した大谷氏と並んで幕府から鬱陵島での漁採を許されてい
た。この「知夫郡焼火山縁起」を含む『隠州視聴合記』が成立する

ちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本（本）の西北（乾）境地はこの州「隠州」をもって限りとする。

本書では日本の隠岐島から西北方へ船で二日一夜の距離を行けば松島があり、松島から一日距離に竹島があるとされており、位置と距離から判別すると独島「于山島」を松島、鬱陵島を竹島と呼んでおり、この二島（松島と竹島）から高麗を見るのが、ちょうど日本の雲州（出雲国、現在の島根県）から隠岐島を見るのと同じであり、この二島松島「独島」と竹島「鬱陵島」は高麗に属し、したがって日本の西北境界は隠州をもって限界とすることが明らかである。

日本で最初に独島を記録したこの文献は、鬱陵島「竹島」と独島「松島」が高麗（韓国）領土であり、日本の境界外にある島としていて、日本領土ではないという事実を明らかにしている。(乙)

「梶村秀樹」

日本側文献に竹島すなわち独島が初めて現れるのは出雲藩士斎藤豊仙編の『隠州視聴合記』（二六六七年刊行）で、韓国側に比べるるとたいへん遅い。ここには「竹島」（鬱陵島）と区別された「松島」という名で記載されている。(六一七頁) (甲)

『隠州視聴合記』の表現は、韓国側の主張の如く隠州を日本の境界だと述べていると理解しなければならぬ。(六一〇頁) (乙)

「下條正男」

『隠州視聴合記』は、寛文七年（二六六七年）八月、藩命を受けた松江藩の斎藤才緩が約二ヶ月を掛け、その預り領の隠岐島を巡察した際の調査報告書である。この『隠州視聴合記』は、竹島問題が

慎鋪慶氏は、右の「国代記」の文章から、②と④を抜き、①と③⑤を結んで、⑥の「此の州をもって限りとなす」の此の州を隠岐島のことと解釈し、『隠州視聴合記』も松嶋（現竹島）を朝鮮領としていたと結論を下していた。

しかしその解釈は、①と③と⑤を結んだ限りではそう読めないこともないが、資料は全体を見て正確に読まねばならぬのである。②を読まずにこの史料を解釈すると、隠岐島が日本の各地からどの方向で、どれほどの距離にあるかを示した斎藤才緩の意図を抹殺し、文意を変えてしまうからである。

そして③の「戊亥（北西）」と、⑥の「日本の乾（北西）の地」から直接「此の州を以て限りとなす」に繋ぎ、此の州を隠州（隠岐島）とすると、松嶋（竹島）は朝鮮領であるかのような錯覚を与えるが、それは無理な解釈である。まず⑤の「高麗を見ること雲州の隠州を望むがごとし」は、高麗（朝鮮）を見ている位置は当然日本領と認識しているわけで、竹島、鬱陵島、隠岐島の中で雲州（島根）から隠岐島を見るように朝鮮が見えるのは、鬱陵島だけしかないからである。従って慎鋪慶氏が引用した文章だけから見ても、この州を以て限りとするのは、鬱陵島ということになる。

それを慎氏は何ら疑うことなく、「此の州」を「隠州」のこととされているが、「州」には「島」の意味があり、隠岐島を隠州とするように「此の州」を鬱陵島のこととしても問題はないのである。現に李瀛も『星湖僊説類選』の中で、安龍福の功で鬱陵島が朝鮮に復したことを「一州の土を復す」と記しているからだ。

史料はやはり一部を読んで解釈するのではなく、全体を見て読むべきではなからうか。

発生して以来、日韓双方で竹島を自国領とする証左とされてきた。それは巻一の「国代記」に、松嶋（元竹島）と竹嶋（元鬱陵島）の二島が見え、その読み方によっては、竹島が朝鮮領とも解釈ができるからである。

そこで多少煩瑣となるが、理解を妨げない程度で一部を省略し、当該箇所を紹介してみたいと思う。

① 隠州（隠岐島）は北海中にあり。(中略)

② 是（隠岐島）より南、雲州美穂関に至ること三十五里。辰巳（南東）伯州赤碓浦に至ること四十里。未申（南西）石州温泉津に至ること五十八里。子（北）より卯（東）に至りては、往くべきの地なし。

③ 戊亥（北西）の間、行二日一夜にして松嶋（現竹島）あり、また一日の程にして竹島（現鬱陵島）あり。

④ (註) 俗に磯竹島という。竹魚海鹿多し。按ずるに、神書の所謂五十猛（イソタケ）歟。

⑤ 此の二嶋、無人の地。高麗（朝鮮）を見ること雲州より隠州を望むがごとし。

⑥ 然らば則ち、日本の乾（北西）の地、此の州を以て限りとなす。ここで斎藤才緩が記述しているのは、北海の中にある隠岐島が、東西南北それぞれの方向にある日本の領土から、どれ程の位置にあるかである。当然これはそれぞれの地域が隠岐島を中心に、放射線状に結ばれていると考えてよく、隠岐島から北西の位置にある③の竹嶋（現鬱陵島）は、日本の再北西にある領土と認識されていたと解釈してよい。

ところが最近、『新東亜』九六年四月号に竹島問題を発表された

慎氏はまた隠岐島を日本の北西の限りとされたが、それでは隠岐島を北西の限りとする基準点はどこに置くのであろうか。江戸（東京）をその中心に据えれば隠岐島は西にあたる。これは「国代記」の②を省略せずに史料を読解してみると、その中心点が隠岐島にあることは明白である。慎氏が解釈されているように、中心点に据えた隠岐島を日本の北西の限りとするのでは、斎藤才緩が隠岐島を基点とした意味がなくなってしまう。

これはもう少し慎重に史料を読むべきではなからうか。それは④の註も抹殺すべき部分ではないということだ。この註には鬱陵島が俗に磯竹島（イソタケシマ）と呼ばれている理由を、『日本書紀』の「神代卷」に登場する「五十猛神」に求め、斎藤才緩自身が考証している部分だからだ。『隠州視聴合記』の著者が磯竹島を朝鮮領と認識していれば、そういった按語を書くはずもない。この註なども斎藤才緩が磯竹島（鬱陵島）を自国領と認識していた証左の一つである。

さらに当時、斎藤才緩が鬱陵島を以て日本の北西限とし、鬱陵島を日本領と認識していたことは、『隠州視聴合記』の「知夫郡焼火山縁起」の文中からも指摘することができる。

同縁起には「時に元和四年春三月、又伯耆国の大買村河氏、官より朱印を賜り大船を磯竹島に到す。颶風に遇い高句麗に落つ」と記されている。この縁起では朝鮮とあるべきところ高句麗と表記しているが、これは縁起であるため古色蒼然とさせるための作文である。元和四年は一六一八年で新しく、文中の村河氏は、後年、安龍福を拉致した大谷氏と並んで幕府から鬱陵島での漁採を許されていた。この「知夫郡焼火山縁起」を含む『隠州視聴合記』が成立する

のは、一六六七年一〇月。日本と朝鮮の間ではまだ鬱陵島問題が発
生しておらず、李暉光の「芝峰類説」が「倭奴磯竹島を占拠す」と
した時代で、日本側が鬱陵島を自国領と認識し、実質的にも漁場と
していたことは、斉藤才緩も知っていたはずである。

それは朝鮮との間に鬱陵島問題が起きた時、朝鮮側が三百年間政
策的に無人島化していたと反論したように、実際的には鬱陵島が放
置された状態にあつたからである。日本側としてはすでに光海君七
年（一六一四年）、朝鮮側に対して鬱陵島探索の可否を告げていた
が、朝鮮側からは正式な回答がなく、以来日本側は実質的に漁撈の
場としていたのである。事実この経緯は、『肅宗実録』二〇年（一
六九四年）八月己酉条で、南九萬が肅宗に「倭の此島（鬱陵島）で
漁採すること、また久し」と、鬱陵島帰属問題の経緯を奏上した際
にも確認されている。

斉藤才緩が『隠州視聴合記』を著述するのは、その二七年前のこ
とである。この時、斉藤才緩は鬱陵島を朝鮮領と見做すであろうか
それは当時の時代状況から判断しても有り得ないことである。

従って斉藤才緩が『隠州視聴合記』で、「然らば則ち日本の乾
（北西）の地、此の州を以て限りとなす」とする此の州は、隠州で
はなく鬱陵島でなければならぬのである。でなければ安龍福と李
於屯が領海侵犯の証拠に拉致され、三年にもわたって鬱陵島の領有
権問題が日韓で争われることもなかったはずである。

『隠州視聴合記』の此の州は、鬱陵島であったのである。（六八
七一頁）(乙)

「クワク・チャンゴン」

至伯州赤碕浦四十里 未申至石州温泉津五十八里 自子至卯無可往
地 戊亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島（俗言磯竹島 多竹
魚海鹿） 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠州 然則日本之乾
地 以此州為限矣、である。

下條氏は「現代コリア」五月号で、①隠州を中心として、方向お
よび距離を表示したため、独島と鬱陵島が隠州に含まれ、②「見高
麗如自雲州望隠州」という表記から、眺めている位置は当然日本領
土だと認識しており、③此州の州は隠州ではなく、「州」島」の様
な意味だから此州は鬱陵島であり、④鬱陵島の俗称は「日本書紀」
に現れる「五十猛神」にもとづく磯竹島であるとして、日本の北側
境界は鬱陵島だと主張している。

まず①をみよう。隠州を中心にして方向および距離を表示すれば
隠州の領域に含まれることになるのか？とすれば隠州を中心に何
里式に表記された伯州赤碕浦、石州温泉津がすべて隠州に含まれる
ということなのか？下條氏の論理でゆけば、韓国側記録に、釜山
から対馬島が何里、釜山から長崎が何里式に表記されているから、
対馬島・長崎も韓国領と認めなくてはなるまい。

②の場合、眺めている位置だから日本領だという主張も理屈に合
わない。それは当時鬱陵島近海で漁労作業をしていた漁夫たちから
伝聞した内容を記録してそうなたただけである。対馬島から釜山が
見えると記録されているから釜山が日本領であり、釜山から対馬島
が見えると記録されているから韓国領だということになるのか？
見る方向が重要だともいえるが、この場合は全くそうではない。

③で下條氏が主張するように州が島の意味である場合がある。し
かしこうした意味で用いる場合には、群島だとか行政体制をもつ集

ところで先の「隠州視聴合記」の最後の「一節」というわけで日本
の西北地は此州をもつて境界として限る」の「此州」は通常は隠州
を指すことが明らかであるのに、下條氏は「州」が島だという意
味もあるから」という変わった前提のもと、二つの無人島（鬱陵
島・独島）だと解釈しているのは、それこそあきれたごり押しであ
る。

「州」（行政単位の州）が島の意であることもあるが、この場合
「洲」（島の洲）の字を使って洲島・洲嶋など慣用句として用い、州
は州郡県・州国のように用いる。二つの無人島を州だとか、松島
（独島）を松州などとすることは全くない。

さらに「というわけで日本の西北地は此州をもつて境界として限
る」という「此州」は、まさにこの報告書の主題（隠州視聴合記）
であるとともに、冒頭にある「隠州は……」とおしまいたりの此州
の直前に現れる州名を受けて、隠州が日本国の境界の限りである
というのである。（二三五頁）(乙)

「金炳烈」

『隠州視聴合記』は齋藤豊仙が隠岐島地方を巡視して一六六七年
になした風土記である。一九五〇年代に韓日間で独島領有権論争が
おこったとき、日本側が領有権主張の資料として提示したものの、
かえって韓国の領有権を立証する羽目に陥ることとなった資料であ
る。

そのうち日本側ではこの件につきふたたび取り上げることがない
ままだが、問題となっている原文は

隠州在北海中故云隠岐嶋：従是南方至雲州美穂関三十五里 辰巳

落がある場合にのみ該当する。隠岐島が隠州と分離されているのも
これと同じ理由からである。下條氏が例にあげた「星湖僿説類選」
にある安龍福の功勞で取り戻したとする一州は、鬱陵島とその属島
を含む意味であることは明らかである。

④磯竹島という名のゆえに鬱陵島が日本領だという主張も正しく
ない。元来、鬱陵島の聖人峰を韓国人たちは「コムスリ（熊鷹）」
と呼んできたが、それを漢字で音訳表記して「弓嵩」とした。これ
は「おそろしい神聖」な峰という意味である。だからいまも聖人
峰と呼んでいるのである。

こうした弓嵩という表記は日本にも伝えられ、一七八九年浪華書
林で製作された「朝鮮世表全図」と一八〇六年に林が製作した「朝
鮮八道地図」等を見ると、鬱陵島内に山を描き、そこに弓嵩と記し
かなでイソタケと併記していることが分かる。

すなわち弓嵩の意を意訳してイソタケと記したが、のちにこれを
再び漢字で音訳し磯竹島としたのであって、「日本書紀」の五十猛
神に由来するのではない。万二十猛神に由来したのであれば、そ
の周辺の他の島々にも神の名が付けられていなければならないの
ではないか。

したがって、「隠州視聴合記」の州は隠州とみるのが、文章上も
意味上も妥当だということである。（一九四―一九六頁）(乙)

一九九九年

「河鍊洙」

この松島（今日の竹島）が日本の歴史的文献において初めてみら
れるのは、一六六七年編纂された『隠州視聴合記』巻一國代記にお

いてであると言われている。すなわち、その記録には「隠州在北海中故云隠岐嶋、…戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島（俗言磯竹島多竹魚海鹿按神書所謂五十猛歟）此二島無人之地、見高麗如自雲州望隠州然則日本之乾地以此州為限矣」と、今日の竹島に対する認知が明記されている。（二四四頁）（甲）

* 川上健三を引用する。

二〇〇〇年

〔内藤正中〕

…一六六七年（寛文七）に、松江藩士の齋藤豊仙が著した『隠州視聴合紀』では、朝鮮との国境について次のように記している。

「隠州在北海中 故云隠岐嶋：戌亥間 行二日一夜有松島 又一日程有竹島海鹿」 「俗言磯竹島 多竹魚海鹿」 此二島無人之地 見高麗 如自雲州望隠岐 然則日本乾地 以此州為限矣」

この記述は、幕府の特別許可を得て竹島渡海事業を営んでいた伯爵米子町人の船が、竹島往復の途中で入手した松島（元竹島）についての知見が隠岐の国内に伝えられ、齊藤の知るところとなって記されたものである。それが竹島（鬱陵島）とともに松島についても記していることから注目されているところであり、さらには現在の竹島（独島）領有権にも関わる問題として、特に「日本乾地以此州為限矣」の文言が意味するところをめぐって、日韓両国の学者の見解は対立したままで現在に至っている。対立している論点は、「日本乾地」すなわち、日本の西北境を竹島（鬱陵島）とする日本側に対して、韓国側では隠州（隠岐国）と見ているところである。

とする。

日本最初の独島関連文献である『隠州視聴合紀』は、官庁の報告書であり、日本の西北国境を隠岐をもって限りとする明白に規定しており、松島と竹島を高麗のものとして分類しているのである。これは独島が韓国領土であることについての明白な証明にほかならない。とすれば、これは今日日本政府が「松島渡海免許」をもって独島の固有領土論を証明しながら、日本の西北側国境を鬱陵島と独島のあいだに設定しようとするのが、どれほど荒唐無稽なごり押しであり暴言であるかを、あらためてよく証明してくれる。（一一一―一二頁）（乙）

* 三三―三三三頁にもほぼ同文あり。

* 〔慎鐘慶二〇〇三、二二六―二二七頁〕にもほぼ同文あり。

二〇〇四年

〔下條正男〕

…日本政府が竹島の歴史的権原を示す文献としている出雲藩の齋藤豊仙が編述した『隠州視聴合紀』（一六六七年序）に対しても、韓国側は別の解釈を示した。『隠州視聴合紀』の「国代記」には「日本の乾（北西）の地、此を以て限りと為す」と記されていることから、日本政府はこの「国代記」にある「此州」を鬱陵島のことと解釈し、それより東にある竹島は当然、日本領であると解釈したところが、『韓国の領土』（一九六九年刊）の著者である李漢基氏は、『（隠州視聴合紀）を』精読すると、隠州（隠岐島）を日本の乾（西北境界）としていることは分明である。日本側は鬱陵島と独島が西北境界と誤読している」と主張したのである。

しかし二六九六年（元禄九）の竹島一件が結着する以前の時期である一六六七年にまとめられた文献である以上、幕府の特別許可を得て竹島渡海事業が行われている時期であるから、竹島（鬱陵島）を日本の乾地（西北境）と認めて記述したことは当然と見なければならぬ。なお、一八三三年（文政六）の大西教保による『隠岐古記集』では、「此島より朝鮮を望免は隠州より雲州を見るより猶遠して、今は朝鮮人来て住すと云ふ」と記し、「此島」が竹島（鬱陵島）であることを明らかにしている。本書は前述『隠州視聴合紀』を底本にして、さらに増補したものとされている以上、『隠州視聴合紀』における「日本乾地」は竹島（鬱陵島）となる。（二二二―二二三頁）（乙）

二〇〇一年

〔慎鐘慶〕

日本政府が独島に関する日本側最初の文献として挙げるのは、一六六七年に編纂されたこの『隠州視聴合紀』である。（甲）ところで本書にも独島と鬱陵島は高麗（朝鮮）に属し、隠岐は日本に属するのであって、隠岐が日本の西北方の限界だという趣旨を以下のように記録した。

隠岐は北海のなかにある。それで隠岐島という。…戌亥間に二日一夜行けば松島（当時、独島の日本側呼称：引用者）がある。さらに一日の距離のところに竹島（当時、鬱陵島の日本側呼称：引用者）がある。…この二島（松島と竹島）は無人島であり、高麗を見るのがちようと雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本の西北（乾）境地はこの州（隠州）をもって限り

さらに慎鐘慶氏も『独島の民族領土史研究』（一九九六年刊）で、「此州」を隠岐島と解釈し、「日本側の資料は、発掘者の意図とは異なり、鬱陵島と独島が高麗の領土であり、日本の領土でないことを明白に示している」と決めつけたのである。

しかし慎鐘慶氏は、後に述べるように、『隠州視聴合紀』から自説に都合のよい箇所だけを抜き出して解釈し、『国代記』の文章全体を讀んでいなかったのである。同じことは「精読した」とする李漢基氏の場合にもいえる。両氏は、「此州」が日本の北西限である理由を説明した最も重要な箇所を無視し、齋藤豊仙は鬱陵島を日本領としていた、とする日本側の解釈を、「誤読」と断言しているのである。

では、実際の『隠州視聴合紀』の「国代記」にはどのように記述されていたのだろうか。文意を損なわない程度に簡略にして引用すると、次の通りである（カッコ内は筆者注）。

- (一) 隠州（隠岐島）は北海の中にあり。〔中略〕
- (二) 是（隠岐島）より南、雲州（出雲）美穂（保）関に至ること三十五里。
- (三) 辰巳（南東）、伯州（伯耆）赤碓浦に至ること四十里。
- (四) 未申（南西）、石州（石見）温泉津に至ること五十八里。
- (五) 子（北）より卯（東）に至りては、往くべきの地なし。
- (六) 戌亥（北西）の間、行くこと二日一夜にして松嶋（現在の竹島）あり。また一日の程にして竹嶋（現在の鬱陵島）あり。〔中略〕此二嶋、無人の地。高麗を見ること雲州より隠州を望むが如し。
- (七) 然らば則ち、日本の乾（北西）の地、此の州を以て限りと

為す。

この「国代記」を素直に読めば、斎藤豊仙の意図は明らかである。斎藤豊仙は(二)以下で、隠岐島を基準として、隠岐島からの方位と距離を記し、隠岐島とその周辺の地域との地理的関係を示しているのである(前ページの図を参照)。そして(六)では、隠岐島から見て、北西の間にある日本の領土として松嶋(現在の竹嶋)と竹嶋(現在の鬱陵島)を挙げ、そこからは、雲州(出雲)から隠州(隠岐島)が見えるように高麗(朝鮮)が見える、とその地理的特性を示したのである。

したがって、この論法からすれば、(七)に記された「此州」がどこを指しているのかは明白である。隠岐島を基点に乾(北西)の方角にあって、最も朝鮮半島に近い「州(島)」といえば、「国代記」の中では竹嶋(鬱陵島)の他にはない。「此州」は、李漢基氏や慎鋪厦氏が主張するような隠岐島ではありえないのである。ところが、李漢基氏や慎鋪厦氏ら韓国側の研究者は、この「国代記」の記述のうち(一)と(七)だけを引用して、日本の「隠州視聴合記」も隠岐島を日本の北西限としていた、と反論しているのである。

明らかにそれは牽強附会の説である。それでは(七)の前に、接続詞の「然らば」を入れた意味がなくなってしまう。ここでの「然らば」の役割は、雲州(出雲)より隠州(隠岐島)を望むがごとく、竹嶋(鬱陵島)から高麗(朝鮮)が望めることを強調することにあるからである。そして、日本領から高麗(朝鮮)が望めるのは、「国代記」の中では鬱陵島だけである。

そもそも「隠州視聴合記」が書かれた当時の出雲藩には、竹嶋

(鬱陵島)を日本領として認識するだけの事情があった。隠岐島は一六三八(寛永十五)年以來一時期を除いて出雲藩の預かり領だったため、隠岐島の西郷には、出雲藩から派遣された郡代が詰めていた。したがって、一六九六(元禄九)年に江戸幕府が鬱陵島への渡航を禁ずるまで、鳥取藩から「往来手形」の発給を受けた米子の大谷、村川両家は、鬱陵島に渡る際には、隠岐島の西郷に置かれた出雲藩の番所に立ち寄っていたのである。こうした歴史があったため、郡代となった出雲藩士の斎藤豊仙も、大谷家や村川家が鬱陵島に出漁していた事実を知っていたのである。

実際「隠州視聴合記」中の別の記事「知夫郡焼火山縁起」にも、「伯耆の国の大買村河氏、官より朱印を賜り大船を磯竹島(鬱陵島のこと)に致す」と記されており、「南方村」条では、「磯(磯)竹嶋に渡る者はに於て泊して晴を量り風を占う」として鬱陵島への渡海に言及している。斎藤豊仙が鬱陵島を日本領として「隠州視聴合記」に書くのは当然のことなのである。(一六七―一七一頁)(乙)

・図は省略した。

注：(甲)(乙)の記号は本文中の説明に一致する。

(いけうち・さとし 名古屋大学教授)